

『祠部職掌類聚』 堂上方 御朱印 (三)

藩法研究会 丹波篠山班

橋本 久
牧田 勲
山田 勉

凡例

『祠部職掌類聚』 堂上方 御朱印

- 一 本稿では、静嘉堂文庫所蔵二〇三四七第三冊『祠部職掌類聚 堂上方 御朱印』を翻刻した。
- 一 各丁の表裏を、末尾に「一オ」「二ウ」「二オ」…のごとく表記した。白紙の面は、この記号のみ記す。
- 一 適宜、読点を施した。

- 一 各堂上家ごとに仮番号を付し、文書ごとに枝番号を付した。
- 一 「」は編者の注記である。
- 一 本書の複写・翻刻を許可いただいた静嘉堂文庫の関係者各位に深謝する。
- 一 前稿に続き、本稿および解題も橋本が担当した。

〔表紙〕



縦 26.5 cm × 横 19.8 cm

〔本文〕

75

清水谷中将

75
・ 1

有徳院様

二才
二乙

一三二一

75
・ 2

倅信院様

山城國葛野郡上桂村之内百石、岡村之内貳拾五石八斗餘、乙訓郡馬場村之内七拾三石九斗餘、上植野村之内貳斗餘、都合貳百石餘事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

清水谷^{雅季}中将とのへ

山城國葛野郡上桂村之内百石、岡村之内貳拾五石八斗餘、乙訓郡馬場村之内七拾三石九斗餘、上 二才
植野村之内貳斗餘、都合貳百石餘事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

清水谷前^{雅季}大納言殿

75
・ 3

浚明院様

山城國葛野郡上桂村之内百石、岡村之内貳拾

五石八斗餘、乙訓郡馬場村之内七拾三石九斗餘、
上植野村之内式斗餘、都合貳百石餘事、依
當家先判之例、領掌不可有相違之状、
如件、

宝曆十二年八月十一日 御朱印

三才

清水谷大納言殿

清水谷中將家領村割

高百石

山城國葛野郡
上桂村

高七拾三石九斗五合

同国乙訓郡
馬場村

高式拾五石八斗式舛

同国葛野郡
岡村

高式斗八舛

同国乙訓郡
上植野村

都合貳百石五合

右之通三而御座候以上、

清水谷家

天明七年未四月十三日 木村小平太

三才

中山前大納言様

御雜掌中

万里小路前大納言様

御雜掌中

御代々御朱印之儀、宝永五年子三月類火之
節、於文庫致焼失候、先達而御断申入置候、
宜御沙汰頼入存候也、

四月十三日

公壽

三才

中山前大納言様

万里小路前大納言様

四才

四才

中國少将

五才

五才

嚴有院様

山城國相楽郡千童子村之内百石、久世郡久世村之内
三拾石、合百三拾石事、如前々弥領掌不可有相違之状
如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

中園三位殿〔季光〕

76・2

常憲院様

山城國相楽郡千童子村之内百石、久世郡久世村之内
三拾石、合百三拾石事、任寛文五年十一月三日先判之旨、
弥領掌不可有相違之状、如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

中園前宰相殿〔季光〕

76・3

有徳院様

山城國相楽郡千童子村之内百石、久世郡久世村之内
三拾石、合百三拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有
相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

中園中将とのへ〔季光〕

76・4

倭信院様

山城國相楽郡千童子村之内百石、久世郡久世村之内
三拾石、合百三拾石事、依當家先判之例、弥領掌不
可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

中園前宰相殿〔季光〕

76・5

湊明院様

山城國相楽郡千童子村之内百石、久世郡久世村之内
三拾石、合百三拾石事、依當家先判之例、弥領掌不
可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

〔七才〕

〔六才〕

〔六才〕

中園中将とのへ

76・6

中園少将家領村割

高百三拾石

内

山城國相楽郡

百石

千童子村之内

同國久世郡

三拾石

久世村之内

已上

〔七乙〕

77

石井少納言

〔八才〕

〔八乙〕

77・1

常憲院様

山城國相楽郡菅井村之内百三拾石事、全領掌不可有相違者也、仍如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

石井少納言とのへ

77・2

有徳院様

山城國相楽郡菅井村之内百三拾石事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

〔九才〕

石井宰相殿

77・3

倬信院様

山城國相楽郡菅井村之内百三拾石事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

石井少納言とのへ

77・4

湊明院様

山城國相楽郡菅井村之内百三拾石事、依當家先判

之例、領掌不可有相違之状、如件、

〔九之〕

寶曆十二年八月十一日 御朱印

石井宰相殿行直

77・5

石井少納言家領

高百三拾石

右山城國相樂郡菅井村之内

以上

二〇之

二〇之

78

竹内左馬頭

二一之

二一之

78・1

台徳院様

目録

一 七拾貳石餘

山城國

梅小路村之内

同

一 四拾五石八斗

石見上里村之内

一 貳拾七石六斗餘

八幡之内

一 拾壹石八斗

山崎之内

一 拾壹石

樋爪村之内

一 拾石貳斗餘

大原野村之内

一 九石四斗餘

吉祥院村之内

右如先々可令全知行之状如件、

合百八拾七石九斗餘

元和三年九月十一日

御朱印

〔二一之〕

78・2

嚴有院様

山城國葛野郡梅小路村內七拾貳石餘、乙訓郡石見上

里村之内四拾五石八斗、山崎之内拾壹石八斗、樋爪村

内拾壹石、大原野村内拾石貳斗餘、綴喜郡八幡之内貳拾

七石六斗餘、紀伊郡吉祥院村之内九石四斗餘、都合百

竹内形部少輔家直とのへ

78・3

常憲院様

山城國葛野郡梅小路村之内七拾式石餘、乙訓郡石見上里村之内四拾五石八斗、山崎之内拾壹石八斗、榑爪村之内拾壹石、大原野村之内拾石式斗餘、綴喜郡八幡之内式拾七石六斗餘、紀伊郡吉祥院村之内九石四斗餘、都合百八拾七石九斗餘事、任元和三年九月十一日・寛文五年十一月三日兩先判之旨、弥領掌不可有相違之状、如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

竹内三位殿

78・4

有徳院様

二三才

二三才

八拾七石九斗餘事、任元和三年九月十一日先判之旨、全可知行者也、

寛文五年十一月三日 御朱印

竹内中務大丞とのへ

78・5

悼信院様

山城國葛野郡梅小路村之内七拾式石餘、乙訓郡石見上里村之内四拾五石八斗、山崎之内拾壹石八斗、榑爪村之内拾壹石、大原野村之内拾石式斗餘、綴喜郡八幡郷之内式拾七石六斗餘、紀伊郡吉祥院村之内九石四斗餘、都合百八拾七石九斗餘事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

享保四年五月廿一日 御朱印

竹内三位殿

料 78・6

資

浚明院様

山城國葛野郡梅小路村之内七拾貳石餘、乙訓郡石〔二四才〕
 見上里村之内四拾五石八斗、山崎庄之内拾壹石八斗、樋
 爪村之内拾壹石、大原野村之内拾石貳斗餘、綴喜郡八幡
 郷之内貳拾七石六斗餘、紀伊郡吉祥院村之内九石四斗餘、
 都合百八拾七石九斗餘事、依當家先判之例、弥領掌
 不可有相違之状、如件、

竹内二位殿〔福本〕

寶曆十二年八月十一日 御朱印

竹内彈正大弼〔福本〕とのへ

竹内左馬頭家領鄉村割〔福本〕

- 一 七拾貳石餘
 - 山城國葛野郡 梅小路村之内
 - 同國乙訓郡 〔二四才〕
- 一 四拾五石八斗
 - 石見上里村之内
 - 同國綴喜郡 八幡郷之内
 - 同國乙訓郡
- 一 貳拾七石六斗餘
 - 同國乙訓郡

79・1

台徳院様御朱印

一 拾壹石八斗 山崎庄之内

一 拾壹石 同國乙訓郡 樋爪村之内

一 拾石貳斗餘 同國乙訓郡 大原野村之内

一 九石四斗餘 同國紀伊郡 吉祥院村之内

一 合百八拾七石九斗餘 竹内左馬頭内 仁田宮内印

天明七丁未年四月

中山前大納言様御内

後藤圖書殿

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

土御門右衛門佐

〔二五才〕
〔二六才〕
〔二六才〕

知行方目録

一 五拾石

山城國

鷄冠井村之内

一 八拾石

同

梅小路村之内

一 貳拾石

同

寺戸村之内

一 拾七石六斗

同

吉祥院村之内

一 拾石

同

西院村之内

都合百八拾三石六斗

右如前々可知行者也、

元和三年九月七日

御朱印

二七才

土御門左衛門佐とのへ

79・2

嚴有院様御朱印

山城國乙訓郡鷄冠井村之内五拾石、寺戸村之内貳

拾石、葛野郡梅小路村之内八拾石、西院村内拾石、

紀伊郡吉祥院村之内拾七石六斗、都合百七拾七石六

斗事、任元和三年九月七日先判之旨、弥不可有相違者也、

仍如件、

寛文五年十一月三日

御朱印

土御門福壽丸とのへ

79・3

常憲院様御朱印

山城國乙訓郡鷄冠井村之内五拾石、寺戸村之内貳

拾石、葛野郡梅小路村之内八拾石、西院村之内拾石、紀

伊郡吉祥院村之内拾七石六斗、都合百七拾七石六斗事、

任元和三年九月七日・寛文五年十一月三日両先判之旨、

弥不可有相違者也、仍如件、

貞享二年六月十一日

御朱印

土御門兵部少輔とのへ

79・4

常憲院様御朱印

諸國陰陽師之支配被

勅許畢、家傳之祈祷弥無懈怠可抽精誠之状

如件、

二八才

天和三年九月廿五日 御朱印

土御門兵部少輔（兼）とのへ

79・5

有徳院様御朱印

山城國乙訓郡鷄冠井村之内五拾石、寺戸村之内貳拾石、葛野郡梅小路村之内八拾石、西院村之内拾石、紀伊郡吉祥院村之内拾七石六斗、都合百七拾七石六斗事、依當家先判之例、弥不可有相違之状、如件、二八ウ
享保四年五月廿一日 御朱印

土御門兵部少輔（兼）とのへ

79・6

有徳院様御朱印

諸國陰陽師支配事、并家傳之祈祷、弥無懈怠可抽精誠之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

土御門兵部少輔（兼）とのへ

79・7

淳信院様御朱印

山城國乙訓郡鷄冠井村之内五拾石、寺戸村之内貳拾石、葛野郡梅小路村之内八拾石、西院村之内拾石、紀伊郡吉祥院村之内拾七石六斗、都合百七拾七石六斗事、依當家先判之例、弥不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

土御門二位殿（兼）

79・8

淳信院様御朱印

諸國陰陽師支配事、并家傳之祈祷、弥無懈怠可抽精誠之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

土御門二位殿（兼）

79・9

湊明院様御朱印

79
11

一 五拾石

土御門右衛門佐知行所村割
山城國乙訓郡
鶏冠井村
同国同郡

〔10A〕

79
10

湊明院様御朱印

諸國陰陽師支配事、并家傳之祈禱、弥無懈怠
可抽精誠之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

土御門三位殿

土御門右衛門佐知行所村割

山城國乙訓郡
鶏冠井村

同国同郡

〔10A〕

山城國乙訓郡鶏冠井村之内五拾石、寺戸村之内貳
拾石、葛野郡梅小路村之内八拾石、西院村之内拾石、紀
伊郡吉祥院村之内拾七石六斗、都合百七拾七石六斗
事、依當家先判之例、弥不可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

土御門三位殿

〔10A〕

80

裏辻中將

〔10A〕

一 貳拾石 寺戸村

一 八拾石 同国葛野郡 梅小路村

一 拾石 同国同郡 西院村

一 拾七石六斗 山城國紀伊郡 吉祥院村

都合百七拾七石六斗

土御門右衛門佐殿家

五月十日 星合陰陽少允

油小路前大納言様御家

伏田 右衛門殿

下村丹司殿

久我大納言様御家

辻 信濃守殿

岡本内記殿

〔10A〕

料 80・1

嚴有院様

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡唐橋村之内
五拾石、合百五拾石事、如前々、弥領掌不可有
相違者也、仍如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

裏辻中將實旗とのへ

二三乙

80・2

常憲院様

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡唐橋
村之内五拾石、合百五拾石事、任寛文五年
十一月三日先判之旨、弥領掌不可有相違
者也、仍如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

裏辻少將手懸とのへ

80・3

有徳院様

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡
唐橋村之内五拾石、合百五拾石事、依當家
先判之例、弥領掌不可有相違之状、
如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

裏辻中將公親とのへ

一四二

80・4

惇信院様

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡唐橋村
之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、弥
領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

裏辻四位實旗とのへ

二四才

80・5

湊明院様

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡唐橋村

81
・
1

81

五條少納言

- 一 百石
山城國乙訓郡 寺戸村
山城國葛野郡 唐橋村
- 一 五拾石
以上

二六才
二六才
二六才

二五才
二五才
二五才

80
・
6

之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、弥
領掌不可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

裏辻中将とのへ

裏辻中将家領村割

高百五拾石

内

一 百石

山城國乙訓郡 寺戸村

二四才

81
・
3

81
・
2

有徳院様

山城國葛野郡西京村之内五拾三石餘、朱雀村之内
五斗餘、御所内村之内六拾石四斗餘、乙訓郡鷄冠
井村之内五拾石、山崎庄之内八石、都合百七拾式石
餘事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、
如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

五條少納言とのへ

惇信院様

山城國葛野郡西京村之内五拾三石餘、朱雀村之内
五斗餘、御所内村之内六拾石四斗餘、乙訓郡鷄冠
井村之内五拾石、山崎庄之内八石、都合百七拾式石
餘事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、
如件、

延享四年八月十一日 御朱印

五條前中納言殿

湊明院様

山城國葛野郡西京村之内五拾三石餘、朱雀村之内

五斗餘、御所内村之内六拾石四斗餘、乙訓郡鷄冠

井村之内五拾石、山崎庄之内八石、都合百七拾貳石 二七之

餘事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、
如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

五條侍從とのへ

81・4

五條少納言家領村割付

高百七拾貳石餘

内

山城國葛野郡

五拾三石餘 西京村

同国同郡

五斗三升餘 朱雀村

同国同郡

六拾石四斗貳升 御所之内村

同国乙訓郡

五拾石 鷄冠井村

二八才

81・5

八石

右之通御座候以上、

同国同郡

山崎庄

天明七丁未年四月十三日

東照宮

右 御朱印無之候、子細者難知候、

台徳院殿

敵有院殿

常憲院殿

右 御朱印、宝永五年類火之節、於文庫

焼失仕候、

有徳院殿

惇信院殿

湊明院殿

右 御朱印所持仕候、

右之通御座候以上、

天明七丁未年四月十三日

為徳

中山前大納言様

二八才

万里小路前大納言様

三二九才

三二九乙

82 武者小路左兵衛佐

三〇才

三〇乙

徹有院様

山城國相楽郡千童子村之内百三拾石事、如前々

弥領掌不可有相違者也、仍如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

武者小路侍公様従とのへ

82・2

常憲院様

山城國相楽郡千童子村之内百三拾石事、任

寛文五年十一月三日先判之旨、弥領掌不可有

相違者也、仍如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

三二才

武者小路侍實應従とのへ

82・3

有徳院様

山城國相楽郡千童子村之内百三拾石事、依

當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

武者小路前中納言殿實應

82・4

惇信院様

山城國相楽郡千童子村之内百三拾石事、依當

家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

武者小路少将實應とのへ

三二乙

82・5

凌明院様

山城國相楽郡千童子村之内百三拾石事、依

當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

料

資

82・6

武者小路宮内権大輔とのへ

〔三三才〕

武者小路左兵衛佐知行附

山城國相楽郡千童子村之内

一 高百三拾石

未四月

〔三三ウ〕

83 冷泉中将

83・1

藏有院様

山城國葛野郡小山村四拾四石、久世郡林村五拾

六石、小寺村五拾石、都合百五拾石事、如前々弥

領掌不可有相違者也、仍如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

〔三三才〕
〔三三ウ〕

下冷泉少将とのへ

83・2

常憲院様

山城國愛宕郡小山村之内四拾四石、相楽郡林村

之内五拾六石、小寺村之内五拾石、都合百五拾石事、

任寛文五年十一月三日先判之旨、弥領掌不可

有相違者也、仍如件、

〔三四才〕

貞享二年六月十一日 御朱印

下冷泉中将とのへ

83・3

有徳院様

山城國愛宕郡小山村之内四拾四石、相楽郡林村

之内五拾六石、小寺村之内五拾石、都合百五拾石

事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違

之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

冷泉前大納言殿

〔三四ウ〕

83・4

83 · 6

覺

冷泉前大納言殿

宝曆十二年八月十一日 御朱印

山城國愛宕郡小山村之内四拾四石、相楽郡林村之内五拾六石、小寺村之内五拾石、都合百五拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

湊明院様

83 · 5

冷泉中納言殿

延享四年八月十一日 御朱印

惇信院様
山城國愛宕郡小山村之内四拾四石、相楽郡林村之内五拾六石、小寺村之内五拾石、都合百五拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

三三才

83 · 7

冷泉中將家
藤村式部

右之通御座候以上、
一 五拾石 高合百五拾石
一 五拾六石 山城國相楽郡 林村之内
一 四拾四石 山城國愛宕郡 小山村之内
三三才

藏有院殿
常憲院殿
右両御代 御朱印、冷泉下写有之候、往古下写無之儀二付、故前大納言為経願候而有徳院殿 御朱印被除、下写拝領仕候、惇信院殿
湊明院殿
右両御代 御朱印是又下写無之拝領仕候、今度御朱印下写無之拝領致度候、此段宜預御沙汰候也、

三三才

資 料

天明七年四月

為訓

中山前大納言殿
万里小路前大納言殿

三六〇

84

滋野井中將

三七七

84・1

台徳院様

山城国一乗寺村之内百石、同石原村之内八拾石、都合百八拾石事、如先々可有全知行之状、如件、

三七〇

元和三年九月十一日 御朱印

84・2

蔽有院殿

山城国愛宕郡一乗寺村内百石、紀伊郡石原村内八拾石、合百八拾石事、任元和三年九月十一日先判之旨、弥領掌不可有相違者也、仍如件、

滋野井少将とのへ

84・3

常憲院様

山城国愛宕郡一乗寺村之内百石、紀伊郡石原村之内八拾石、合百八拾石事、任元和三年九月十一日・寛文十一年三月十二日両先判之旨、弥領掌不可有相違者也、仍如件、

三八七

寛文十一年三月十二日 御朱印

滋野井中將とのへ

84・4

有徳院様

山城国愛宕郡一乗寺村之内百石、紀伊郡石原村之内八拾石、合百八拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

三八〇

貞享二年六月十一日 御朱印

滋野井中將とのへ

享保四年五月廿一日 御朱印

84・5

滋野井前中納言殿〔公憲〕

倅信院様

山城國愛宕郡一乘寺村之内百石、紀伊郡石原村

之内八拾石、合百八拾石事、依當家先判之例、弥

領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

滋野井少将とのへ〔公憲〕

84・6

浚明院様

山城國愛宕郡一乘寺村之内百石、紀伊郡

石原村之内八拾石、合百八拾石事、依當家

先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

宝曆十二年八月十一日 御朱印

滋野井右衛門督殿〔公憲〕

〔三九ウ〕

84・7

滋野井少将知行所〔公憲〕

一 百石 山城國愛宕郡 一乘寺村之内

一 八拾石 同国紀伊郡 石原村之内

合百八拾石 右之通御座候以上、

未四月 滋野井少将家 坂本織部印

中山前大納言様御内

後藤図書殿

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

三室戸大藏大輔

〔四一才〕
〔四一ウ〕

85・1

常憲院様

山城國綴喜郡内里村之内百三拾石事、全領掌 不可有相違者也、仍如件、

一四九

貞享二年六月十一日 御朱印

三室戸中務大輔藏亮とのへ

85・2

有徳院様

山城国綴喜郡内里村之内百三拾石事、依

當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

三室戸市丸寶丸とのへ

〔四二才〕

85・3

覺

三室戸大藏大輔藏亮

家領村割

一 高百三拾石

山城国綴喜郡内里村之内

右之通ニ而御座候以上、

天明七丁未年四月

85・4

知行所山城国綴喜郡内里村之内高百三拾石

拝領被致候処、享保二十年以來年々洪水相〔四二ウ〕

續候付、御蔵米被願、元文二年願之通被 仰出、其後

年々御蔵米拝領被致候、然処明和六年本地

拝領被相願、同八年願之通本地ニ返シ被下候、尤其節

御朱印頂戴之儀被相願候処、堂上ニ臨時ニ被下候例

無之付、御沙汰無之由被 仰出候、尚又御序之砌

御朱印頂戴之儀、兼而願被申置候、依之

御二代之 御朱印計ニ而御座候、仍如斯御座候、

以上、

三室戸大藏大輔殿家

未四月

戸田求馬

中山前大納言様御内

後藤図書殿

〔四三才〕

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

85・5

山城国綴喜郡内里村之内家領年々洪水二付、

從元文二年以來、御蔵米ニ而致拝領候、然処

明和八年相願候處、願之通被返下、畏入存候、

86
・
1

86

台徳院様

目録

- 一 六拾六石 谷山田村之内
- 一 五拾石 下上野村之内
- 一 三拾七石七斗 石見上里村内
- 一 三拾壹石三斗 吉祥院村之内

白川少将

万里小路前大納言殿
久我大納言殿

其節更ニ
御朱印拝領之儀相願候處、堂上江臨時ニ
御朱印拝領之例無之候故、不被及御沙汰候由
被 仰下候、今般
御代替ニ付 御朱印御改之御序致拝領
度願存候、此段宜御沙汰頼入存候也、
七月 能 光

〔四三ウ〕
〔四四才〕
〔四四ウ〕
〔四五才〕
〔四五ウ〕

86
・
3

86
・
2

藏有院様

山城国葛野郡谷山田村之内六拾六石、乙訓郡
下上野村之内五拾石、石見上里村之内三拾七石
七斗、紀伊郡吉祥院村之内三拾壹石三斗、下三
栖村之内八石七斗餘、深草村之内六石貳斗餘、都合
貳百石事、任元和三年九月十日先判之旨、弥領
掌不可有相違之状、如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

白川三位殿

- 一 八石七斗餘 下三栖村之内
 - 一 六石貳斗餘 深草村之内
 - 合貳百石
- 右如先々可令知行者也、

元和三年九月十日 御朱印

白川二位とのへ

〔四六ウ〕

〔四六才〕

常憲院様

山城国葛野郡谷山田村之内六拾六石、乙訓郡
 下上野村之内五拾石、石見上里村之内三拾七石
 七斗、紀伊郡吉祥院村之内三拾壹石三斗、下三
 栖村之内八石七斗餘、深草村之内六石式斗餘、都合
 貳百石事、任元和三年九月十日・寛文五年十一
 月三日兩先判之旨、弥領掌不可有相違之状、
 如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

白川二二位殿

〔四七才〕

86 · 4

有徳院様

山城国葛野郡谷山田村之内六拾六石、乙訓郡
 下植野村之内五拾石、石見上里村之内三拾七石
 七斗、紀伊郡吉祥院村之内三拾壹石三斗、下三
 栖村之内八石七斗餘、深草村之内六石式斗餘、都
 合貳百石事、依當家先判之例、弥領掌不可有
 相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

86 · 5

淳信院様

山城国葛野郡谷山田村之内六拾六石、乙訓郡
 下植野村之内五拾石、石見上里村之内三拾七石
 七斗、紀伊郡吉祥院村之内三拾壹石三斗、下三
 栖村之内八石七斗餘、深草村之内六石式斗餘、都合
 貳百石事、依當家先判之例、弥領掌不可有
 相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

白川三位殿

86 · 6

凌明院様

山城国葛野郡谷山田村之内六拾六石、乙訓郡
 下植野村之内五拾石、石見上里村之内三拾七石
 七斗、紀伊郡吉祥院村之内三拾壹石三斗、下
 三栖村之内八石七斗餘、深草村之内六石式斗餘、
 都合貳百石事、依當家先判之例、弥領掌不
 可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

白川三位殿
實陸王

白川少将家領
實陸王

一 高貳百石
内

六拾六石

山城国葛野郡
谷山田村之内

五拾石

同國乙訓郡
下上野村之内

三拾七石七斗

同國同郡
石見上里村之内

三拾壹石三斗

同國同郡
吉祥院村之内

八石七斗餘

同國同郡
下三栖村之内

六石貳斗餘

同國同郡
深草村之内

合貳百石

右之通御座候以上、

白川少将内

〔四八之〕

四月十四日

小森正親印

〔四九才〕

中山前大納言様御内

後藤図書殿

万果小路前大納言様御内

山本式部殿

〔四九之〕

中御門右少辨

〔五〇才〕

〔五〇之〕

87

87
・
1

台徳院様

知行方目録

一 五拾八石

下三栖村之内

一 四拾貳石

深草村之内

一 六拾五石

谷山田村之内

一 三拾五石

石見上里村之内

都合貳百石

右如前々領掌不可有相違之状、如件、

元和三年九月七日 御判

87・2

中御門大納言殿實應

〔五二才〕

兼有院様

山城國紀伊郡下三栖村之内五拾八石、深草村之内四拾貳石、葛野郡谷山田村之内六拾五石、乙訓郡石見上里村之内三拾五石、都合貳百石事、任元和三年九月七日先判之旨、弥領掌不可有相違之状、如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

中御門中納言殿實應

87・3

常憲院様

山城國紀伊郡下三栖村之内五拾八石、深草村〔五二才〕之内四拾貳石、葛野郡谷山田村之内六拾五石、乙訓郡石見上里村之内三拾五石、都合貳百石事、任元和三年九月七日・寛文五年十一月三日兩先判之旨、弥領掌不可有相違之状、如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

87・4

中御門前大納言殿實應

有徳院様

山城國紀伊郡下三栖村之内五拾八石、深草村之内四拾貳石、葛野郡谷山田村之内六拾五石、乙訓郡石見上里村之内三拾五石、都合貳百石事、依當〔五二才〕家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

中御門三位殿實應

87・5

倅信院様

山城國紀伊郡下三栖村之内五拾八石、深草村之内四拾貳石、葛野郡谷山田村之内六拾五石、乙訓郡石見上里村之内三拾五石、都合貳百石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

中御門護丸實應とのへ

〔五二才〕

87・6

浚明院様

山城國紀伊郡下三栖村之内五拾八石、深草村之内四拾
貳石、葛野郡谷山田村之内六拾五石、乙訓郡石見
上里村之内三拾五石、都合貳百石事、依當家先
判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

中御門右中辨電四とのへ

〔五三才〕

87・7

中御門右少辨豆表知行所村割
内 高貳百石

山城國紀伊郡

下三栖村

五拾八石

同國同郡

深草村

四拾貳石

同國葛野郡

谷山田村

六拾五石

同國乙訓郡

石見上里村

三拾五石

都合貳百石

右之通御座候已上、

中御門右少辨家

未四月 福永修理

〔五四才〕

88

阿野少將

〔五四才〕

〔五四才〕

88・1

台徳院様

山城國嵯峨村之内貳百貳拾五石、同木幡村植
出貳百五拾三石九斗餘、都合四百七拾八石九斗餘事、
如先々領掌不可有相違之状如件、

元和三年九月十一日 御書判

阿野宰相殿豆四

88・2

嚴有院様

山城國葛野郡嵯峨村之内貳百貳拾五石、宇治
郡木幡村植出貳百五拾三石九斗餘、合四百七拾

料

八石九斗餘事、任元和三年九月十一日先判之旨、〔五五才〕
弥領掌不可有相違之状、如件、

資

寛文五年十一月三日 御朱印

阿野前大納言殿〔公署〕

88・3

常憲院様

山城國葛野郡嵯峨村之内貳百貳拾五石、宇治郡
木幡村之内植出貳百五拾三石九斗餘、合四百七拾
八石九斗餘事、任元和三年九月十一日・寛文五年
十一月三日両先判之旨、弥領掌不可有相違之状、
如件、
〔五五才〕

貞享二年六月十一日 御朱印

阿野前中納言殿〔字印〕

88・4

有徳院様

山城國葛野郡嵯峨村之内貳百貳拾五石、宇治
郡木幡村之内植出貳百五拾三石九斗餘、合四百七

拾八石九斗餘事、依當家先判之例、弥領掌不
可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

阿野中納言殿〔公署〕

88・5

惇信院様

山城國葛野郡嵯峨村之内貳百貳拾五石、宇治
郡木幡村之内植出貳百五拾三石九斗餘、合四百七拾
八石九斗餘事、依當家先判之例、弥領掌不可有
相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

阿野少将とのへ〔公署〕

88・6

浚明院様

山城國葛野郡嵯峨村之内貳百貳拾五石、宇治
郡木幡村之内植出貳百五拾三石九斗餘、合四百七
拾八石九斗餘事、依當家先判之例、弥領掌不
〔五六才〕

可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

阿野宰相殿

88
・
7

阿野少将^{公儀}家領村割

高四百七拾八石九斗餘

内

貳百貳拾五石

山城国葛野郡
嵯峨村

山城国宇治郡

貳百五拾三石九斗餘 木幡村植出

以上

〔五七〇〕

89

日野西民部権少輔

〔五八〇〕

〔五八〇〕

89
・
1

嚴有院様

山城國葛野郡上桂村之内貳百石事、如前々

弥領掌不可有相違者也、仍如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

日野西侍從^{國史}とのへ

89
・
2

常憲院様

山城國葛野郡上桂村之内貳百石事、任寛文五年十一月三日先判之旨、弥領掌不可有相違之状、如件、

〔五九〇〕

貞享二年六月十一日 御朱印

日野西^{國史}三位殿

89
・
3

有徳院様

山城國葛野郡上桂村之内貳百石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

料

日野西右少辨〔兼亮〕とのへ

資 89・4

倅信院様

山城國葛野郡上桂村之内貳百石事、依當家先判之例、〔五九ウ〕 弥領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

日野西左中辨〔實四〕とのへ

89・5

浚明院様

山城國葛野郡上桂村之内貳百石事、依當家先判之例、 弥領掌不可有相違之状、 如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

〔六〇才〕

日野西壽丸〔兼亮〕とのへ

89・6

日野西民部〔兼亮〕権少輔知行所村割

一 高貳百石 山城國葛野郡 上桂村

右之通御座候以上、

四月

90 今城大夫 〔六二才〕

90・1

秀忠公

知行方目録

一 百石 御所之内村内

一 六拾五石 築山村之内

一 拾石五斗餘 花園村之内

一 五石七斗餘 吉祥院村内

都合百八拾壹石三斗餘

右如先々可有領知之状如件、

元和三年九月七日 御朱印

〔六一ウ〕

〔六〇ウ〕

90・2

家綱公

山城國葛野郡御所内村之内百石、乙訓郡築
山村之内六拾五石、愛宕郡花園村内拾石五斗餘、
紀伊郡吉祥院村之内五石七斗餘、都合百八拾
壹石三斗餘事、任元和三年九月七日先判之旨、
弥領掌不可有相違者也、仍如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

冷泉侍従とのへ

〔六三才〕

今城中将とのへ

90・3

吉宗公

山城國葛野郡御所内村之内百石、乙訓郡築〔六三才〕
山村之内六拾五石、愛宕郡花園村之内拾石五
斗餘、紀伊郡吉祥院村之内五石七斗餘、都合百
八拾壹石三斗餘事、依當家先判之例、弥領掌
不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

90・4

家重公

山城國葛野郡御所内村之内百石、乙訓郡築
山村之内六拾五石、愛宕郡花園村之内拾石五斗
餘、紀伊郡吉祥院村之内五石七斗餘、都合百八〔六三才〕
拾壹石三斗餘事、依當家先判之例、弥領掌
不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

今城中将とのへ

今城中納言殿

90・5

家治公

山城國葛野郡御所内村之内百石、乙訓郡築
山村之内六拾五石、愛宕郡花園村之内拾石五
斗餘、紀伊郡吉祥院村之内五石七斗餘、都合百
八拾壹石三斗餘事、依當家先判之例、弥領掌
不可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

〔六三才〕

今城中將とのへ

今城大夫家領村割付

高百八拾壹石三斗余

内 山城國葛野郡

一 百石 御所内村之内

同国乙訓郡

一 六拾五石 築山村之内

同国紀伊郡

一 五石七斗三升 吉祥院村之内

同国愛宕郡

一 拾石五斗八升余 花園村之内

以上

今城太夫家

天明七年 未四月十五日 田中右近印

中山前大納言様御内

御 雑 掌 中

万里小路前大納言様御内

御 雑 掌 中

口上覚

常憲院殿御朱印諸家拝領之節、高祖父

故中納言定淳卿蟄居之中、尤曾祖父故中納

言定経卿茂自分遠慮仕居候故、不致拝領候、仍而

申入候也、

天明七年 未四月十五日 定成

中山前大納言殿

万里小路前大納言殿

七條河内権介

〔六六才〕
〔六六才〕
〔六六才〕

〔嚴有院殿御朱印互〕

山城國乙訓郡馬場村之内九拾四石九斗餘、紀伊

郡東福寺廻五石餘、葛野郡唐橋村之内五拾

石、都合百五拾石事、如前々弥領掌不可有相違者也、仍如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

七條中將（領及）とのへ

91・2

常憲院殿御朱印写

山城國乙訓郡馬場村之内九拾四石九斗餘、築

山村之内五拾石、葛野郡唐橋村之内五拾石、紀（六七才）

伊郡東福寺廻五石餘、都合貳百石事、如先規

全領掌不可有相違之状、如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

七條前宰相（領及）殿

91・3

有徳院殿御朱印写

山城國乙訓郡馬場村之内九拾四石九斗餘、築山

村之内五拾石、葛野郡唐橋村之内五拾石、紀伊郡

東福寺廻之内五石餘、都合貳百石事、依當家先

判之例、領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

七條中將（領及）とのへ

91・4

惇信院殿御朱印写

山城國乙訓郡馬場村之内九拾四石九斗餘、築山

村之内五拾石、葛野郡唐橋村之内五拾石、紀伊郡

東福寺廻之内五石餘、都合貳百石事、依當家

先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

七條三位（領及）殿

91・5

浚明院殿御朱印写

山城國乙訓郡馬場村之内九拾四石九斗餘、築山

村之内五拾石、葛野郡唐橋村之内五拾石、紀伊郡

東福寺廻之内五石餘、都合貳百石事、依當家

先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

〔六七ウ〕

〔八八才〕

寶曆十二年八月十一日 御朱印

七條左馬權頭とのへ

91・6

覺

一 高貳百石

内

山城國乙訓郡馬場村之内

一 九拾四石九斗餘

同國同郡築山村之内

一 五拾石

同國葛野郡唐橋村之内

一 五拾石

同國紀伊郡東福寺廻之内

一 五石餘

右之通御座候以上、

未四月

七條河内權介家

八田掃部印

〔六九乙〕

〔六九乙〕

92

野宮萬壽丸

92・1

嚴有院殿

山城國相樂郡千童子村内百石、菅井村之内五

拾石、全百五拾石事、如前々弥領掌不可有相違

者也、仍如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

野宮中將とのへ

92・2

常憲院殿

山城國相樂郡千童子村之内百石、菅井村之内

五拾石、合百五拾石事、任寛文五年十一月三日

先判之旨、弥領掌不可有相違者也、仍如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

野宮侍従とのへ

92・3

〔七〇乙〕
〔七〇乙〕

〔七一乙〕

有徳院殿

山城國相楽郡千童子村之内百石、菅井村之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

野宮少将とのへ

〔七二〕

92・4

倅信院殿

山城國相楽郡千童子村之内百石、菅井村之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

野宮前中納言殿

92・5

浚明院殿

山城國相楽郡千童子村之内百石、菅井村之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、弥領掌

不可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

野宮中納言殿

92・6

野宮大夫知行高村割

一 高百石
山城國相楽郡 千童子村之内

一 高五拾石
山城國相楽郡 菅井村之内

高合百五拾石

以上

〔七二〕

勘解由小路包丸

〔七三才〕
〔七三ウ〕

93・1

嚴有院殿

山城國相楽郡千童子村八拾石、菅井村五拾

料
資
石、合百三拾石事、如前々弥領掌不可有相違者也、
仍如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

勘解由小路治部大輔實忠とのへ

93・2

常憲院殿

山城國相楽郡千童子村之内八拾石、菅井村之内
五拾石、合百三拾石事、任寛文五年十一月三日
先判之旨、弥領掌不可有相違者也、仍如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

勘解由小路左中弁實忠とのへ

〔七四乙〕

93・3

有徳院殿

山城國相楽郡千童子村之内八拾石、菅井
村之内五拾石、合百三拾石事、依當家先判之例、
弥領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

勘解由小路前中納言實光殿

93・4

惇信院殿

山城國相楽郡千童子村之内八拾石、菅井村之内五拾
石、合百三拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可
有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

勘解由小路兵部大輔實忠とのへ

〔七四乙〕

93・5

湊明院殿

山城國相楽郡千童子村之内八拾石、菅井村之内五拾石、
合百三拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有
相違之状、如件、

宝曆二年八月十一日 御朱印

勘解由小路千代丸實光とのへ

〔七五乙〕

93
・
6

勘解由小路包丸家領村割

一 山城國相樂郡千童子村之内

高八拾石

一 同國同郡菅井村之内

高五拾石

合百三拾石

四月

〔七五之〕

94

小倉良治丸

〔七六才〕

〔七六之〕

94
・
1

有徳院殿御朱印写

山城國乙訓郡寺戸村之内拾六石九斗餘、愛宕郡

田中村之内四拾三石餘、紀伊郡東福寺廻之内三拾

九石九斗餘、葛野郡松原村之内六石五斗餘、平野

小北山両村之内四拾三石四斗餘、都合百五拾石事、

領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

94
・
2

小倉前中納言殿

惇信院殿御朱印写

山城國乙訓郡寺戸村之内拾六石九斗餘、愛宕 〔七七才〕

郡田中村之内四拾三石餘、紀伊郡東福寺廻之内

三拾九石九斗餘、葛野郡松原村之内六石五斗、平野

小北山両村之内四拾三石四斗餘、都合百五拾石事、

依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如

件、

延享四年八月十一日 御朱印

小倉宰相殿

94
・
3

浚明院様御朱印写

山城國乙訓郡寺戸村之内拾六石九斗餘、愛宕郡

田中村之内四拾三石餘、紀伊郡東福寺廻之内三拾 〔七七之〕

九石九斗餘、葛野郡松原村之内六石五斗餘、平野

小北山両村之内四拾三石四斗餘、都合百五拾石事、

依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

94 · 4

寶曆十二年八月十一日 御朱印

小倉大納言殿

小倉四位家領村割

一 高百五拾石

内

山城國乙訓郡

一 拾六石九斗六舛五合

寺戸村之内

〔七八才〕

同國愛宕郡

一 四拾三石八舛

田中村之内

同國紀伊郡

一 三拾九石九斗五舛五合

東福寺廻之内

同國葛野郡

一 六石五斗九舛五合

松原村之内

同國同郡

一 四拾三石四斗五合

平野 兩村之内
小北山

以上

小倉四位内

未 四月十四日

小野右衛門大尉印

94 · 5

中山前大納言様御内

後藤圖書殿

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

〔七八才〕

有徳院殿

惇信院殿

湊明院殿

右御朱印被下置候、

曾祖父故中納言儀遠嶋、元禄十二年帰京、

等被 仰付候處、

御朱印御代々之写等迄茂致紛失候故、其

節、右之趣相願候所、自

有徳院殿御朱印被下置候、依之

御代々之御朱印写等無之候、先達而御届

申入置候通三候也、

未 四月十四日

見 季

〔七九才〕

中山前大納言殿

万里小路前大納言殿

〔七九才〕

95

倉橋 燾 丸

〔八〇才〕

〔八〇才〕

95 · 1

嚴有院様御朱印

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡唐橋村

之内五拾石、合百五拾石事、如前々弥領掌不可有

相違之状、如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

倉橋三位殿〔家名〕

95 · 2

常憲院様御朱印

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡倉橋村〔徳〕

之内五拾石、合百五拾石事、任寛文五年十一月三日

先判之旨、弥領掌不可有相違者也、仍如件、

〔八一才〕

貞享二年六月十一日 御朱印

倉橋安藏人とのへ〔筆名〕

95 · 3

有徳院様御朱印

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡唐橋村

之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、

弥領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

倉橋三位殿〔家名〕

〔八一才〕

95 · 4

惇信院様御朱印

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡唐橋村

之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、

弥領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

倉橋二位殿〔家名〕

95 · 5

浚明院様御朱印

山城國乙訓郡寺戸村之内百石、葛野郡唐橋村之内

五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、不可有
相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

〔八二才〕

倉橋中務權少輔とのへ

95・6

倉橋叢丸知行所村割

山城國乙訓郡

一 一百石 寺戸村之内

同國葛野郡

一 五拾石 唐橋村之内

合百五拾石

倉橋叢丸家

四月 宇都宮求馬印

〔八二才〕

中山前大納言様御内

後藤圖書殿

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

〔八三才〕

〔八三才〕

96 竹屋鐵丸

96・1

台徳院殿御朱印写

山城國一乘寺村之内百石、同石原村之内八拾石、
都合百八拾石事、如先々可有全御知行之状、如件、

元和三年九月十一日 御朱印

〔八四才〕
〔八四才〕

竹屋弁とのへ

96・2

藏有院殿御朱印写

山城國愛宕郡一乘寺村之内百石、紀伊郡石原
村之内八拾石、合百八拾石事、如前々弥領掌不可有
相違之状、如件、

〔八五才〕

寛文五年十一月三日 御朱印

竹屋宰相殿

96・3

常憲院殿御朱印写

山城國葛野郡川嶋村之内百八拾石事、全領掌不可有相違之状、如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

竹屋前^宛宰相殿

96・4

有徳院殿御朱印写

山城國葛野郡川嶋村之内百八拾石事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

竹屋前^宛中納言殿

〔八五之〕

96・5

倅信院殿御朱印写

山城國葛野郡川嶋村之内百八拾石事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

96・6

湊明院殿御朱印

山城國葛野郡川嶋村之内百八拾石事、依當家先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

竹屋權右中辨^宛とのへ

〔八六之〕

96・7

竹屋鐵丸^宛家領

一 高百八拾石 山城國葛野郡川嶋村之内

右之通御座候以上、

天明七丁未年四月 濱路織部佑竹屋鐵丸家

中山前大納言様御内

後藤圖書殿

万里小路前大納言様御内

〔八六之〕

山本式部殿

〔八七才〕

〔八七才〕

97
植松董丸

〔八八才〕

〔八八才〕

97
・ 1

常憲院殿御朱印

山城國綴喜郡内里村之内百三拾石事、全領掌

不可有相違者也、仍如件、

貞享二年六月十一日 御朱印

植松中將〔軍本〕とのへ

97
・ 2

有徳院殿御朱印

山城國綴喜郡内里村之内百三拾石事、依當家

先判之例、領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

〔八九才〕

植松〔軍本〕三位殿

97
・ 3

植松董丸〔文憑〕

家領村割

山城國綴喜郡

内里村之内

右之通御座候以上、

植松董丸家

未四月十五日

上山主税

97
・ 4

〔八九才〕

一 高百三拾石

山城國綴喜郡

内里村之内

右被致拝領候處、享保二十年・元文元年打續

知行所洪水、皆無二而御蔵米被相願、元文二年

願之通被 仰出、其後年々御蔵米被致拝領

候、然ル処明和六年本地被相願、同八年願之通本地

返シ被 仰出候、尤其節

御朱印頂戴之儀被相願候處、堂上江臨時二被下候

例無之三付、御沙汰無之由被 仰出候、尚又御序

之砌、

御朱印頂戴之儀、兼而被申置候、依之
御二代之、御朱印斗二而御座候、仍如斯御座候、
以上、
〔九〇才〕

未四月十五日
植松董丸家
上山主税

中山前大納言様御内
後藤圖書殿
万里小路前大納言様御内
山本式部殿

一 山城國綴喜郡内里村之内、家領年々洪水二付、
從元文二年以來御蔵米ニ致拝領候、然處
明和八年本地拝領之儀相願候處、願之通被
返下畏入存候、其節更ニ
御朱印拝領之儀相願候處、堂上江臨時ニ
御朱印拝領之例無之候故、不被及御沙汰由被
仰下候、今般
御代替二付、
御朱印御改之御序致拝領度願存候、此段
宜御沙汰頼入存候也、
〔九〇才〕

七月
董丸^{〔文種〕}

万里小路前大納言殿
久我大納言殿

梅溪孝丸

〔九一才〕
〔九一才〕

常憲院殿御朱印寫
山城國綴喜郡田邊村之内百石、相樂郡菅井
村之内五拾石、合百五拾石事、如前々弥領掌不可
有相違之状、仍如件、

貞享二年六月十一日 御朱印
梅溪^{〔英通〕}三位殿

有徳院殿御朱印寫

山城國綴喜郡田邊村之内百石、相樂郡菅井

料 村之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、
〔九三才〕

資 享保四年五月廿一日 御朱印

梅溪幸相殿通判

98・3

惇信院殿御朱印寫

山城國綴喜郡田邊村之内百石、相樂郡菅井村之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

延享四年八月十一日 御朱印

梅溪右京權大夫とのへ
〔九三才〕

98・4

湊明院殿 御朱印寫

山城國綴喜郡田邊村之内百石、相樂郡菅井村之内五拾石、合百五拾石事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

寶曆十二年八月十一日 御朱印

梅溪中将とのへ通判

98・5

梅溪少將家領村割

高百五拾石

内

百石

山城國綴喜郡

田邊村之内

同國相樂郡

菅井村之内

五拾石

〔九四才〕

99 万里小路前大納言

〔九五才〕
〔九五才〕

99・1

嚴有院殿

山城國乙訓郡栗生村百六拾六石九斗、今里村之内九拾石、下植野村之内五拾石、愛宕郡一乘寺村之内五拾石、葛野郡朱雀

99 · 3

有徳院殿

山城國乙訓郡栗生村之内百六拾六石九斗、

〔九六乙〕

万里小路中納言殿

〔原房〕

貞享二年六月十一日 御朱印

99 · 2

常憲院殿

山城國乙訓郡栗生村百六拾六石九斗、今

〔九六乙〕

里村之内九拾石、下植野村之内五拾石、愛宕郡

一乘寺村之内五拾石、葛野郡朱雀村之内三拾

石、紀伊郡吉祥院村之内四石餘、都合三百九

拾石九斗餘事、任寛文五年十一月三日先判

之旨、弥領掌不可有相違之状、如件、

寛文五年十一月三日 御朱印

村之内三拾石、紀伊郡吉祥院村内四石餘、
都合三百九拾石九斗餘事、如先規納
領掌不可有相違之状、如件、

万里小路中納言殿

〔原房〕

99 · 5

湊明院様

万里小路大納言殿

〔原房〕

延享四年八月十一日 御朱印

99 · 4

惇信院殿

山城國乙訓郡栗生村百六拾六石九斗、今里

村之内九拾石、下植野村之内五拾石、愛宕郡一乘

寺村之内五拾石、葛野郡朱雀村之内三拾石、紀伊郡

吉祥院村之内四石餘、都合三百九拾石九斗餘、依

當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

享保四年五月廿一日 御朱印

今里村之内九拾石、下植野村之内五拾石、愛宕郡
一乘寺村之内五拾石、葛野郡朱雀村之内三拾石、紀伊
郡吉祥院村之内四石餘、都合三百九拾石九斗餘事、依
當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

万里小路中納言殿

〔原房〕

山城國乙訓郡栗生村百六拾六石九斗、今里村之内九拾石、下植野村之内五拾石、愛宕郡一乘寺村之内五拾石、葛野郡朱雀村〔九七乙〕之内三拾石、紀伊郡吉祥院村之内四石餘、都合三百九拾石九斗餘事、依當家先判之例、弥領掌不可有相違之状、如件、

宝曆十二年八月十一日 御朱印

万里小路前大納言殿

万里小路前大納言家領
高三百九拾石九斗七舛

内

一 百六拾六石九斗 山城國乙訓郡 栗生村

一 九拾石 同国同郡 今里村之内 〔九八乙〕

一 五拾石 同国同郡 下植野村之内

一 五拾石 同国愛宕郡 一乘寺村之内

久我大納言

一 三拾石 同国葛野郡 朱雀村之内
一 四石七舛 同国紀伊郡 吉祥院村之内
右之通御座候以上、
未四月 万里小路前大納言内 山本式部

〔九八乙〕

敵有院殿

山城國愛宕郡福枝・幡枝両村内百七拾壹石式斗、乙訓郡上久世村内式拾八石八斗、以上式百石者舊領也、此外河内國志紀郡弓削村五百石、去年令新加之訖、都合七百石事、弥領掌不可有相違之状、如件、

〔九九乙〕

寛文五年十一月三日 家綱御判

久我殿

100
・ 2

常憲院殿

山城國乙訓郡久我村之内貳百石、河内國志 二〇〇才
紀郡弓削村之内五百石、都合七百石事、如先
規、弥領掌不可有相違之状、如件、

貞享二年六月十一日 御判

久我大納言殿

100
・ 3

有徳院殿

山城國乙訓郡久我村之内貳百石、河内國志
紀郡弓削村之内五百石、合七百石事、依當
家先判之例、弥領掌不可有相違之状、
如件、

享保四年五月廿一日 吉宗御判

久我殿〔僅通〕

〔二〇〇才〕

100
・ 4

惇信院殿

山城國乙訓郡久我村之内二百石、河内國志紀
郡弓削村之内五百石、合七百石事、依當家先
判之例、弥領掌不可有相違之状、
如件、

延享四年八月十一日 家重御判

久我殿〔僅通〕

〔二〇二才〕

100
・ 5

湊明院様

山城國乙訓郡久我村之内二百石、河内國志
紀郡弓削村之内五百石、合七百石事、依
當家先判之例、弥領掌不可有相
違之状、如件、

宝曆十二年八月十一日 御判

久我中將殿〔僅通〕

100
・ 6

一 久我家家領村割〔僅通〕

一 高七百石

内 山城國乙訓郡

〔二〇二才〕

貳百石

久我村之内

五百石

河内國志紀郡
弓削村之内

右之通三候事、

口状

久我家家領

御判物之事

嚴有院殿

常憲院殿

有德院殿

惇信院殿

浚明院殿

御五代、御判物拝受候、則寫五通差出候、

妙雲院前右大臣廣通時分迄者、御合力米 二〇三才

貳百石拝領二而、御判物拝受無之候、廣通、

嚴有院殿御時代、家領之願申上、加増五百石河州

志紀郡弓削村二而拝領、都合七百石之

御判物拝受候、右之貳百石者、山城國福枝、

幡枝・久世村三ヶ所二而候、然處前中納言通名、方

領貳百石、山城國久我村二而拝領候、通名御暇

申上候而方領返上、引續得自性寺前内大臣

通誠方領茂久我村二而貳百石拝受候、方領返

上之刻、久我村者從先祖代々之舊領二付相願、

土山淡路守

台徳院縁

山城國久我庄石倉村之内貳拾五石事、如先々

可令知行者也、

元和三

九月五日御朱印

御隨身

土山駿河守殿

本領之内福枝・幡枝・久世村之貳百石与久我
村貳百石与指替拝受候、其後
常憲院殿御代、御判物、改二付、右之様子
申立候而、家領久我村・弓削村兩所二而七百石之 二〇三才
御判物拝受之事情、此段宜御沙汰頼入存候也、

五月

信通

油小路前大納言殿

二〇三才
二〇三才

二〇四才
二〇四才

101
・
4

常憲院様
山城國乙訓郡久我庄石倉村之内式拾五石、
白井村之内百石、合百式拾五石事、任元和三年
九月五日・寛文五年十一月三日兩先判之旨、全
可知行者也、
貞享二丑
六月十一日御朱印
〔一〇五ウ〕

御隨身
土山淡路守とのへ

101
・
3

有徳院殿
山城國乙訓郡久我庄石倉村之内式拾五石者、
載于元和三年九月五日先判之舊領也、此外
白井村之内百石、同九年被新加之訖、合百式拾
五石事、全可知行者也、
〔一〇五オ〕
寛文五巳
十一月三日御朱印

御隨身
土山駿河守とのへ

101
・
2

101
・
6

湊明院殿
山城國乙訓郡久我庄石倉村之内式拾五石、白井村
之内百石、合百式拾五石事、依當家先判之例、

101
・
5

有徳院殿
山城國乙訓郡久我庄石倉村之内式拾五石、白井村之内
百石、合百式拾五石事、依當家先判之例、可知行
者也、
享保四亥
五月廿一日御朱印
御隨身
土山駿河守とのへ
〔一〇六オ〕
惇信院殿
山城國乙訓郡久我庄石倉村之内式拾五石、
白井村之内百石、合百式拾五石事、依當家先判
之例、可知行者也、
延享四卯
八月十一日御朱印
御隨身
土山淡路守とのへ

101
・7

可知行者也、

宝曆十二年

八月十一日御朱印

土山淡路守とのへ

二〇六乙

口上書

高百貳拾五石

内

山城國乙訓郡久我庄

貳拾五石者

石倉村之内

山城國乙訓郡西之岡

百石者

白井村之内

以上

二〇七乙

天明七丁未年四月 土山淡路守印

中山前大納言様御内

後藤圖書殿

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

二〇七乙

102

調子筑後守

一七八

102
・1

台徳院様

山城國西岡調子庄七拾石事、并山林竹木

被官等、如先々可領知者也、

元和三

九月十一日御朱印

二〇八乙
二〇八乙

調子筑後守とのへ

102
・2

藏有院様

山城國乙訓郡西岡調子村之内七拾石、并山林

竹木被官等事、任元和三年九月十一日先判之旨、

弥不可有相違者也、

二〇九乙

寛文五巳

十一月三日御朱印

御隨身

調子筑後守とのへ

102
・ 3

常憲院様

山城國乙訓郡西岡調子村之内七拾石、并山林
竹木被官等事、任元和三年九月十一日・寛文
五年十一月三日両先判之旨、弥不可有相違者
也、

貞享二丑

六月十一日御朱印

御隨身

調子右近将曹とのへ

〔一〇九乙〕

102
・ 4

有徳院様

山城國乙訓郡西岡調子村之内七拾石、并山林
竹木被官等事、依當家先判之例、弥不可有
相違者也、

享保四亥

五月廿一日御朱印

御隨身

調子筑後守とのへ

102
・ 5

悼信院殿

102
・ 6

湊明院殿

山城國乙訓郡西岡調子村之内七拾石、并山林
竹木被官等事、依當家先判之例、弥不可有 〔一〇才〕
相違者也、

延享四卯

八月十一日御朱印

御隨身

調子筑後守とのへ

山城國乙訓郡西岡調子村之内七拾石、并山林
竹木被官等事、依當家先判之例、弥不可有
相違者也、

宝曆十二年

八月十一日御朱印

御隨身

調子佐渡守とのへ

〔一〇乙〕

102
・ 7

口上書

御朱印

一 高七拾石

山城國乙訓郡

調子村

山林竹木被官等事

以上

天明七年

御隨身

未四月

調子筑後守貳

中山前大納言樣御内

後藤圖書殿

万里小路前大納言樣御内

山本式部殿

〔二二七〕

〔二二七〕

〔二二七〕

〔二二七〕

知恩院宮

寶鏡寺殿

正親町三條少將殿

花園少將殿

御判物

詠書

御朱印

〔二二七〕

〔二二七〕

103
・
1

安永五申年正親町三條居宅出火之節、同居

二付、實章傳來之

御朱印焼失之儀、甚以恐入候、依之更

御朱印拝領之儀、翌年二月願置候、今般御代替二付、御朱印御改之御序、致拝領度願入存候、猶又宜御沙汰頼入存候也、

後六月廿三日

實章

万里小路前大納言殿

久我大納言殿

〔二二四七〕

103
・
2

花園家領村割書付

山城國愛宕郡

一 三拾六石七斗七舛

下鴨村

一 拾七石七斗七舛貳合

同村川原畑

一 貳拾七石壹斗貳舛貳合

同國乙訓郡

下坂本村

一 拾五石四斗五舛八合

同國紀伊郡

塔森村

一 貳石八斗七舛八合

同國葛野郡

上桂村

104
・
1

一 貳拾八石七斗八舛五夕
同國同郡
小北山村

一 拾四石六斗貳舛四合五夕
同國同郡
平野村
二二四乙

一 六石五斗九舛五合五夕
同國同郡
小松原村

右之通御座候以上、

安永五申年居宅出火二付、

御朱印焼失之儀、甚以恐入存候、仍更

御朱印拝領之願、翌年二月亡父實固差出

置候、今般

御代替二付、

御朱印御改之御序致拝領度、猶又願入存候、宜

御沙汰頼入存候也、

後六月廿三日 公 則

二二五才

万里小路前大納言殿
久我大納言殿

104
・
2

正親町三條家領村割書付

城州乙訓郡

鶏冠井郡

同國紀伊郡

吉祥院村

同國乙訓郡

岩見上里村

二二五乙

右之通御座候以上、

一 高四拾五石

高合貳百石

105
・
1

口上之覺

繼孝院

瑞花院

惠聖院

養林庵

右之分宝曆之度、

御朱印頂戴之節者、銘々名代之者、

所司代御役宅江差出頂戴致候哉、又者當御所

江相渡里、當御所より右四ヶ院江請取候哉、當御所

御無住之節者何連より致頂戴候哉之事、

百々御所上臈寺

繼孝院

百々御所御兼帶

大慈院殿上臈寺

瑞花院

瑞花院兼帶

惠聖院

百々御所御末寺

養林庵

右四ヶ院之儀、前々より

御朱印為頂戴、所司代御役宅江名代罷出候筋

者、百々御所御家司致誘引罷出候、實曆之度

茂先規之通致誘引罷出、百々御所并大慈院殿江之

御朱印御頂戴畢而、次二四ヶ院名代銘々罷出致

頂戴候事ニ御座候、慶長年中已來當御所御無住

之儀無御座候、其以前之事分明ニ相知不申候、

當時御無住ニ御座候得共、明和元年十二月故宮

被為在薨去、兼而姫宮御相續之儀御願被為置候

ニ付、重而姫宮御相續可被為在

御治定ニ而、御空室之間、向後百々御所与可被称被

仰出候旨、御外戚清水谷故大納言殿を以、御両傳より

御達し被成、猶又御空室之間も、宮御在世御同様

三万端可有之被、仰出旨、少納言御局より御達し御座候、

106 · 1

已來御所江之御窺、御献上物万端并御拝領物〔二七〕

等、宮御在世御同様ニ被為在、

公方様江御窺等之儀、是又宮御在世之御例之通、

百々御所御室より被成來候儀ニ御座候以上、

天明八戊申年

百々御所御内

十二月

杉原左近印

萬里小路前大納言様御内

山本式部殿

堀舍人殿

久我大納言様御内

辻信濃守殿

岡本内記殿

知恩院御門跡御寺領

御判物之事

元祖八宮良純親王

権現様御猶子、御相續・御入室・御得度相濟、御寺領

之

御判物可被進儀ニ御座候處、惣而此御代之儀者、

子細有之、一向相知不申候、

〔二七〕

御判物并御記録等無之候事、
台徳院様御代者御無住故、
御判物無御座候事、

四月

樫田大蔵卿
角田中務卿

一 大猷院様御代、尊光親王御相續相濟候得共、

二一九才

御判物無御座候事、

二一九才

一 敵有院様御代、右 尊光親王江

二一八才

御判物被進之、則写差出候事、

一 常憲院様御代、尊統親王御相續・御入室・御得

度相濟候得共、
御判物者無御座候事、

一 文照院様、右 尊統親王閑東御下向被成候

得共、御在院之間無之候故歟、

御判物無之候事、

一 有徳院様御代、先宮 尊胤親王御相續・御入

室・御得度後、

御判物被進之、則写差出候事、

一 倅信院様御代、當宮御相續後、

御判物被進之、則写差出候事、
浚明院様御代、當宮江

二一八才

御判物被進之、則写差出候事、

右之通御座候以上、

知恩院宮御内

解題

料
資

『祠部職掌類聚 親王宮方 御判物・御黒印・御朱印』
『祠部職掌類聚 堂上方 御判物・御朱印』
『祠部職掌類聚 堂上方 御朱印』 二冊

はじめに

このたび翻刻した四冊はいずれも静嘉堂文庫の所蔵本である。篠山の青山文庫には、後者の一部が写本二冊として残されている。第二冊の甘露寺前大納言から愛宕前宰相まで一四五丁、第三冊の清水谷中將から末尾まで一〇〇丁の二冊が存在するが、甚しく出損を被っている。

静嘉堂文庫本は四冊ともほぼ同一体裁である。『祠部職掌類聚 親王宮方 御判物・御黒印・御朱印』は、縦二六・六センチ、横一九・七センチ、内表紙をあわせて本文墨付二〇〇丁である。小口には「祠部 親王 宮 御門跡 御比丘尼方 御判物 御黒印 御朱印」とある。朱筆は無く、出損もほとんどない。次の三冊も同様である。

『祠部職掌類聚 堂上方 御判物・御朱印』は三冊からなるが、とくに上中下の別は記されていない。第一冊は題箋に『祠部職掌類聚 堂上方 御判物 御朱印』と記し、縦二六・五センチ、横一九・八センチ、内表紙をあわせて墨付一六一丁である。第二冊・第三冊は内容に判物を欠くこ

とから、ともに題箋に『祠部職掌類聚 親王宮方 御朱印』と記す。第二冊は縦二六・五センチ、横一九・八センチ、内表紙をあわせて本文墨付一六二丁である。第三冊は縦二六・五センチ、横一九・八センチ、内表紙をあわせて本文墨付一九九丁である。小口には題箋と同じ「祠部 堂上方 御判物 御朱印」、「祠部 堂上方 御朱印」と記している。

いずれも第一丁表右端の下寄りに、「祠部」単郭長方印、「松平氏藏書章」単郭長方印、「静嘉堂現藏」重郭長方印が捺されている。第二冊のみ「松平氏藏書章」の代わりに「高崎文庫」単郭長方印が捺されている。それぞれ所蔵者印で、前二者は寺社奉行所と大河内松平輝和を示すと見たい。

これらはいずれも、天明七年三月徳川家斉將軍宣下直後の同年四月に、代替りに伴う判物状または朱印状の再交付に先立つて、各家・寺社などに伝来する判物状・黒印状・朱印状、知行所村割書付、差出書付などの書類の提出を求めた結果、作成されたそれらの写しである。

すでにこの種の史料としては、『内閣文庫所藏史籍叢刊』の八二から八六として「徳川家判物并朱黒印」五冊に現存の実物の大半を収めて刊行されており、また国立史料館からは史料館叢書の一・二として『寛文朱印留』上・下が刊行されている。しかしながら、これらはいくまで判物状・黒印状・朱印状そのものの記録にとどまり、関連史料については、それ

その解説で触れられているのみである。

今回の史料は、天明七年四月段階で現実の必要性から武家伝奏宛てに提出され、京都所司代のもとで改められたもので、次の天明八年九月十一日付で一斉に交付された判物状・朱印状のもとになった記録として独自の価値を有するとともに、前二者の欠を補う史料でもある。

一 判物・黒印・朱印状（親王・宮方）

『祠部職掌類聚』には、歴代將軍の判物状・黒印状・朱印状の写しをまとめたものが多数ある（静嘉堂文庫所蔵『目録』参照）。大きく分けて、①親王・宮方（門跡）、②堂上方、③神主（諸社）、④諸寺院である。それぞれ、すでに知られた内容ではあるが、寺社奉行の職掌を具体的に示す資料として翻刻した。

今回の「親王・宮方」と題するものは、いずれも天明七（一七八七）年末四月付で、各親王家・門跡などの家政・管理担当者から、武家伝奏の中山前大納言（愛親）家の後藤図書と、万里小路前大納言（政房）家の山本式部の両名（名を記さず「御雑掌中」と題する場合もある）に充てた各宮家もしくは門跡からの、朱印状・黒印状・判物状の写しで、いずれもほぼ年代順に書き上げられている。安井門跡の分にはさらに寛政元年（一七八九）西閏六月付で、万里小路

前大納言家の中村大膳と、久我大納言（信通）家の辻信濃守・岡本内記に充てたものもみられる（19・5/20・9）。いずれも徳川家康以来の歴代將軍のそれらを、所持しているものについては、そのまま写し、あわせて「知行所村割」を添えている。紛失したものについては「差出書付」で事情を報告している。

幕府からの提出命令については未詳であるが、いずれも定められた形式にそつたものと思われる。ただ東照宮（家康）・台徳院（秀忠）・大猷院（家光）・厳有院（家綱）・常憲院（綱吉）五代および有徳院（吉宗）・惇信院（家重）・俊明院（家治）三代に限られ、文照院（家宣）・有章院（家継）二代のものはまったく見られない。

東照宮（家康）の判物状は慶長五年（一六〇〇）十一月十六日付一通（一乗院宮7・1）、慶長七年八月六日付一通（大乘院門跡17・1）、慶長十六年四月十六日付一通（大覚寺門跡16・1）、慶長十八年五月廿一日付二通（三宝山18・1、18・2）いずれも法度、元和元（一六一五）年七月廿七日付一通（妙法院宮8・1知行目録）である。黒印状は、慶長十五年四月廿日付一通（三宝山宛醍醐寺知行方18・3）、元和元年七月廿七日付四通（三十三間堂蓮華王院9・1、真性寺20・1、歎喜寺24・2、養林庵36・1）である。朱印状は元和元年七月日付一通（三宝山18・4真言宗法度）である。

資料

台徳院殿実紀の慶長十五年四月廿日条には「高野山金剛峯寺に法制を下さる。(中略)。また京鹿苑寺に御判物を下さる。(下略)」との記事のみであるが、三寶院についても同日に下付されている。慶長十六年四月十六日条には「金地院に寺領の御朱印をたまふ。(下略)」とあるのみで、大覚寺への判物についてはとくに記されてはいない。これに先だつ十二日に後水尾天皇の即位があり、大御所家康は十八日に京を發ち、駿府に向かつている。慶長十八年五月廿一日条に、「この日本山當山修験の法令を定められ。御黒印を給ふ。三寶院には本山の山伏等眞言宗に對して理りなき役儀の事停禁せらる。されど眞言宗の立ち寄りて佛の法にあらざる祈年執行ものあらば其徒を擯斥すべし。今より後かたく此旨を守るべしとなり。又修験道の事。古制のままに山伏の由緒にしたがひ入峯すべし。當山本山各別のことなれば。互に諸役混亂すべからず。今より後敵に此令を守り。指揮せらるべしとなり。聖護院には(以下略)」とある。元和元年七月廿七日条には、京から江戸に向かう秀忠が浜松に着いた記事について、大御所家康が「二条にては住吉の社家等へ。摂津國住吉の郷二千六十石の社領をよせられ御印書を給ふ。」とあるのみだが、妙法院宮への判物も同日付で出されている。

台徳院(秀忠)の判物状は慶長十八年六月六日付三通(三寶院宛注連祓御法度¹⁸・6、同修験道法度¹⁸・7、同醍醐寺

知行方¹⁸・8)、元和三年八月廿四日付一通(大乘院門跡¹⁷・2)、元和三年九月七日付四通(仁和寺宮⁵・1知行目録、妙法院宮⁸・2知行目録、円満院宮¹⁴・1、大覚寺門跡¹⁶・2知行目録)、元和三年九月十一日付七通(伏見宮³・1知行目録、八条宮⁴・1知行目録、青蓮院宮⁶・1、梶井宮¹⁵・1知行目録、三寶院知行目録¹⁸・5、大聖寺宮²¹・1、三時智恩寺/入江殿³⁰・1)で、朱印状は元和三年七月廿一日付四通(三十三間堂蓮華王院⁹・2、大乘院門跡¹⁷・3、眞性寺²⁰・2、歎喜寺²⁴・2)、元和三年八月廿八日付一通(養林庵³⁶・2)、元和三年九月朔日付一通(三寶院門跡¹⁸・9眞言宗諸法度、元和三年九月七日付七通(積善院¹³・1、撰取院²⁶・2、光照院宮²⁷・1、總持院³¹・1、宝慈院³²・1、撰繼孝院³³・1、惠聖院³⁵・2)、元和三年九月十日付一通(慈雲院²⁵・2)、元和三年九月十一日付一通(瑞花院³⁴・1)である。台徳院殿実紀慶長十八年六月六日条に「この日江戸より關東眞言宗諸本寺に御判物を下さる。其文にいふ。(中略)。また醍醐寺領の御判物を。三寶院門跡義演に遣はさる。其文にいふ。本山の修験等いはれなき役事を眞言宗に課する事。かたく禁ぜらる。宗門の中に寄合祈念するは正法にあらず。今よりのちもしさる事修行せば。その罪者を擯斥せらるべしとなり。又修験道は先々の由緒のままに。諸國の山伏入峯すべし。當山本山の品を分ち。諸役互いに混亂すべからず。この旨を得て指揮せらるべしとなり。また醍醐寺山

上山下領。都合三千九百九十八石餘の事。并門前境内山林竹木等守護不入たるべし。寺家法度坊舎再興以下。先規の如く當門指揮あるべし。その他諸事慶長十五年四月廿日先判の旨。相違あるべからずとなり。」、元和三年九月六日条には「春日社并興福寺領の御朱印を下さる。」、翌七日条に「春日社僧に老臣連署の條約を授く。」として、各文の内容を記し、ついで九日条に「南禅寺領。金地院領の御朱印をたまふ。」、十二日条に「高野山金剛峯寺衆徒に條約を下さる。」とあるが、本書に収める元和三年九月朔日・七日・十日・十一日付の判物・朱印状に関する記事は見られない。文面は、たとえば「何国何郡何村の内何石何斗余、(何国何郡) 何村の内何石何斗余、都合何石何斗余事、如先々(前々) 可有相違者也、如件」の形である。

大猷院 (家光) の判物状は寛永十 (一六三三) 年四月十八日付二通 (一乘院宮 7・2、三宝院門跡知行方 18・11)、寛永十年四月廿一日付二通 (大乘院門跡 17・4、三宝院宛醍醐寺知行方 18・10) で、朱印状は寛永十年四月廿一日付一通 (大乘院門跡 17・5)、寛永十三年十一月九日付三通 (積善院 13・2、真性寺 20・3、歛喜寺 24・4) である。寛永九年正月廿四日に大御所秀忠が死去し、その後によろやく家光の判物・朱印が交付される手順となつたのであろうか。大猷院殿実紀の寛永十年四月十八日条には「京五山はじめ御朱

印をたまふ。」とある。同月廿一日条、寛永十三年十一月九日条には関連記事は見られない。秀忠および家綱以下にくらべて、数が極端に少ない理由は不明であるが、家綱以後に定まる代変りごとの交付は、まだ定着していなかった。

文面は、たとえば「何国何郡何村の内何石何斗余、(何国何郡) 何村の内何石何斗余、都合何石何斗余事、任去元和三年何月何日先判之旨、(または任去元和元年何月何日・同三年何月何日両先判之旨)、弥不可有相違者也、仍如件」と秀忠(または家康と秀忠) のものを再確認する形式である。

厳有院 (家綱) の判物状は寛文五 (一六六六) 年九月廿一日付九通 (仁和寺宮 5・2、青蓮院宮 6・2、一乘院宮 7・3、妙法院宮 8・3、円満院宮 14・2、梶井宮 15・2、大覚寺門跡 16・3、三宝院門跡知行方 18・12、三宝院宛醍醐寺知行方 18・13) と寛文五年十一月三日付四通 (伏見宮 3・2、聖護院宮、照高院宮 11・1、大乘院門跡 17・6)、寛文八年四月十四日付一通 (八条宮 4・2) である。また朱印状は寛文五年七月十一日付四通 (三十三間堂蓮華王院 9・3、真性寺 20・4、歛喜寺 24・5、光照院宮 27・2) と、寛文五年九月廿一日付一〇通 (大聖寺宮 21・2、慈雲院 25・3、撰取院 26・3、入江殿 30・2、総持院 31・2、宝慈院 32・2、継孝院 33・2、瑞花院 34・2、恵聖院 35・3、養林庵 36・3)、寛文五年十一月三日付四通 (一乘院宮 7・4、花台院 12・1、

料 積善院¹³・3、大乘院門跡¹⁷・7、寛文八年八月五日付一通（円照寺宮²²・1）である。

資 敵有院殿実紀の寛文五年七月十一日条に關連記事は見られないが、八月八日条に「御繼統後はじめて遠國寺社領の御朱印を頒布せらる。通計神社八十一所。浮屠二百七十三寺なり。

（中略）。また伊勢國大神宮領の御朱印を下さる。（下略）」、同月十七日条に「此日寺社の御朱印三百三十九通をたまふ。（下略）」、同月廿四日条「この日寺社御朱印四百

通給ふ。法令。下知状よみ聞しめらるる事十七日の如し。」とある。寛文五年九月廿一日条に關連記事はないが、廿三日

条に「寺社領御朱印の事にあづかりし右筆等賞たまふ。」とある。なお十月三日条に「黄檗山に御朱印を給ふ。」ともあ

る。

文面は、たとえば「何国何郡何村の内何石何斗余、（何国何郡）何村の内何石何斗余、都合何石何斗余事、任去元和元年何月何日・同三年何月何日・寛文五年何月何日先判之旨、全可有御知行病并門前境内山林竹木諸役等事、如前々永不可有相違者也、仍如件、」と家康・秀忠・家光の与えたものを再確認する形式である。

常憲院（綱吉）の判物状は貞享二（一六八五）年六月十一日付一四通（有栖川宮²・1、伏見宮³・3、八条宮⁴・3、仁和寺宮⁵・3、青蓮院宮⁶・3、一乘院宮⁷・5、

妙法院宮⁸・4、聖護院宮¹⁰・2、円満院宮¹⁴・3、梶井宮¹⁵・3、大覚寺門跡¹⁶・4、大乘院門跡¹⁷・8、三宝院門跡

知行方¹⁸・14、三宝院宛醍醐寺知行方¹⁸・15）で、朱印状は貞享二年六月十一日付一四通（一乘院宮⁷・6、三十三間堂蓮華王院⁹・4、花台院¹²・2、積善院¹³・4、大乘院門跡¹⁷・

9、大聖寺宮²¹・3、円照寺宮²²・2、歆喜寺²⁴・6、慈雲院²⁵・4、撰取院²⁶・4、光照院宮²⁷・3、林丘寺宮²⁸・1、

入江殿³⁰・3、総持院³¹・3、宝慈院³²・3、繼孝院³³・3、瑞花院³⁴・4、惠聖院³⁵・4、養林庵³⁶・4）、元禄八（一

六九五）年八月十二日付一通（安井門跡／蓮華光院¹⁹・1）、宝永四（一七〇七）年十一月四日付一通（中宮寺宮²⁹・1）である。

常憲院殿実紀の貞享二年六月十一日条および元禄八年八月十二日条には、いずれも關連記事は見られない。

文面は、たとえば「何国何郡何村の内何石何斗余、（何国何郡）何村の内何石何斗余、都合何石何斗余事、如先規、全御知行永不可有相違者也、如件、」と一括して「先規のごとく」と文言を変更している。

有徳院（吉宗）の判物状は享保四（一七一九）年五月廿一日付一三通（閑院宮¹・1、有栖川宮²・2、伏見宮³・4、京極宮⁴・4、仁和寺宮⁵・4、青蓮院宮⁶・4、一乘院宮⁷・7、妙法院宮⁸・5、梶井宮¹⁵・4、大覚寺門

跡16・5、大乘院門跡17・10、三宝院門跡知行方18・16、三寶院宛醍醐寺知行方18・17)で、朱印状は享保四年五月廿一日付二〇通(一乗院宮7・8、三十三間堂蓮華王院9・5、大乘院門跡17・11、17・12、蓮華光院19・2、大聖寺宮21・4、円照寺宮22・3、本光院23・2、歡喜寺24・7、慈雲院25・5、撰取院26・5、光照院宮27・4、林丘寺宮28・2、中宮寺宮29・2、入江殿30・4、総持院31・4、宝慈院32・4、繼孝院33・4、瑞花院34・4、惠聖院35・5、養林庵36・5)である。

有徳院殿実紀の享保四年五月廿一日条に、関連記事はない。文面は、たとえば「何国何郡何村の内何石何斗余(何国何郡)何村の内何石何斗余、都合何石何斗余事、依当家先判之例、永不可有相違者也、如件、」と歴代を一括する「当家先判の例に依る」と形式を変更した結果、家重・家治もこれを踏襲するようになる。なお個々の権利に関する文言はいずれも原則として、前代の表現を踏襲している。

惇信院(家重)の判物状は延享四(一七四七)年八月十一日付二通(閑院宮1・2、有栖川宮2・3、伏見宮3・5、京極宮4・5、一乗院宮7・9、妙法院宮8・6、聖護院宮10・3、円満院宮14・4、梶井宮15・5、大覚寺門跡16・6、大乘院門跡17・13、三宝院門跡知行方18・18、三寶院宛醍醐寺知行方18・19)、延享五年三月廿一日付一通(仁和寺

宮5・5)、寛延元(一七四八)年十一月十一日付一通(青蓮院宮6・5)で、朱印状は延享四年八月十一日付二通(一乗院宮7・10、三十三間堂蓮華王院9・6、花台院12・3、積善院13・5、大乘院門跡17・14、17・15、大聖寺宮21・5、円照寺宮22・4、本光院23・3、歡喜寺24・24・8、慈雲院25・6、撰取院26・6、光照院宮27・5、林丘寺宮28・3、入江殿30・5、総持院31・5、宝慈院32・5、繼孝院33・5、瑞花院34・5、惠聖院35・6、養林庵36・6)である。

惇信院殿実紀の延享四年八月十一日条には「桃園天皇」御即位により慶賀の御使をたてらる。(下略)とあり、十五日に勅使・院使が江戸に入り、十八日に家重に対面している。

浚明院(家治)の判物状は宝曆十二(一七六二)年八月十一日付一六通(閑院宮1・3、有栖川宮2・4、伏見宮3・6、京極宮4・6、仁和寺宮5・6、青蓮院宮6・5、一乗院宮7・11、妙法院宮8・7、聖護院宮10・4、照高院宮11・2、円満院宮14・5、梶井宮15・6、大覚寺門跡16・7、大乘院門跡17・16、三宝院門跡知行方18・20、三寶院宛醍醐寺知行方18・21)で、朱印状は宝曆十二年八月十一日付二二通(一乗院宮7・12、三十三間堂蓮華王院9・7、花台院12・4、積善院13・6、大乘院門跡17・17、17・18、大聖寺宮21・6、円照寺宮22・5、本光院23・4、歡喜寺24・9、慈雲

院²⁵・7、撰取院²⁶・7、光照院宮²⁷・6、林丘寺宮²⁸・4、中宮寺宮²⁹・2、入江殿³⁰・6、總持院³¹・6、宝慈院³²・6、繼孝院³³・6、瑞花院³⁴・6、惠聖院³⁵・7、養林庵³⁶・7)である。

資
 浚明院殿裏紀の宝曆十二年八月十一日条に関連記事は見られない。直前の七月廿四日に桃園天皇の崩御が伝えられ、八月二日・三日・六日に踐祚・諡号などの記事が見える。^(四)九月十二日条には「けふ仰出されしは、神祠佛寺。領地の御朱印ある限りは。去年の春より後。その領主地を換賜はるか。あるは家ゆづりて名字改まるか。又所管の人のかはりしは。具にかきて寺社奉行松平和泉守乗祐。戸田采女正氏英がもとに示すべしとなり。」とあり、^(五)社寺領朱印地の調査に関する発令が記されている。

文恭院 (家斉) 殿裏紀の天明七年四月十五日条には江戸城内での將軍宣下に関する記事があり、同月廿三日条に「寺社奉行松平和泉守乗完。青山大膳亮幸元御繼統領知の御判物御朱印寺社領の事奉はる。」とある。將軍代替りに伴う判物・朱印交付担当者の任命である。前後して京都では、武家伝奏のもとに旧判物・朱印状写等の提出が求められていたわけである。その結果に基いて作成された判物・朱印状については、別項で述べたい。

醍醐寺の三宝院については、法度類についての朱印状・判物状の写しが見られる。すなわち、東照宮 (家康) の朱印状は元和元年七月日付真言宗法度、判物状は慶長十八年五月廿一日付注連祓法度および同日付修驗道法度であり、台徳院 (秀忠) の朱印状は元和三年九月朔日付真言宗法度、判物状は、慶長十八年六月日付注連祓法度および同日付修驗道法度である。注連祓法度および修驗道法度は、家康の判物状と秀忠の判物状との日付の間隔が一月も開いていない。

興福寺の大乗院についても、知行のみならず寺社法度についての朱印状がある。有徳院 (吉宗) の享保四年五月廿一日付朱印状と、惇信院 (家重) の延享四年八月十一日付朱印状、浚明院 (家治) の宝曆十二年八月十一日付朱印状である。知行関係とは別に、朱印状による権利保全の一環として提出したものである。

二 親王・宮家・門跡

近世には四親王家があった。

1 閑院宮家は、享保三 (一七一八) 年正月十二日、故東山天皇の遺旨に基づき、第六皇子秀宮の親王家が創立されたものである。『京都御役所向大概覚書』一の「親王・宮家・清花之事」は正徳五年現在の記録であるが、そこに「秀宮御事閑院宮 御諱直仁 御年十五歳 親王宣下正月廿三日 御元服

二月十一日辰刻（下略）との貼紙がある¹⁷。享保三年以降の追加である。直仁親王・典仁親王・美仁親王（桃園天皇猶子）・孝仁親王（光格天皇猶子）とあい継ぎ、天保十三（一八四二）年愛仁親王（光格天皇猶子）が死去したため、妃が宮家を守り、明治に至った。したがって本書では、有徳院（吉宗）の享保四年（一七一九）五月廿一日付判物状、淳信院（家重）の延享四年（一七四七）八月十一日付判物状、俊明院（家治）の宝曆十二年（一七六二）八月十一日付判物状に限られている。

²有栖川宮家は、寛永二（一六二五）年十月に後水尾天皇の弟好仁親王が高松宮の称号を賜り、一家を創立したのに始まる。後水尾天皇の皇子良仁親王が相続するが、承応三（一六五四）年皇位を継承した（後西天皇）ため、寛文七（一六六七）年その皇子幸仁親王が継承し、同十二年有栖川宮と改めるに至った。その子正仁親王について『京都御役所向大概覚書』には、「有栖川宮太宰帥二品正仁親王 正徳五末 二十二、家領千石」とある。その後、従弟にあたる職仁親王（靈元天皇の皇子）が継ぎ、織仁親王（桃園天皇猶子）・韶仁親王（光格天皇猶子）・幟仁親王（光格天皇猶子）・熾仁親王（仁孝天皇猶子）とあいついで明治に至る。本書には、常憲院（綱吉）の貞享二（一六八五）年六月十一日付判物状を初めとして、有徳院（吉宗）・淳信院（家重）・俊明院（家治）の判物状がみられる。

³伏見宮家は、北朝崇光天皇の第一皇子荣仁親王が伏見に住み伏見殿と称されたのに始まる。その息貞成親王は伏見宮と自称し、後花園天皇の父として太上天皇の尊号をうけた。その息貞常親王は伏見殿御所と永世称することを認められた。邦高親王を継いだ貞敦親王は後柏原天皇の猶子となり、以後歴代天皇の猶子となる。邦輔親王（後奈良天皇猶子）から貞康親王・邦房親王・貞清親王・邦尚親王・邦道親王・貞致親王・邦永親王・貞建親王に至る。『京都御役所向大概覚書』には「伏見中務卿二品邦永親王 正徳五末 四十、（中略）兵部卿貞建親王 未 十六 邦永親王之宮、家領千石」とある。そして邦頼親王（桜町天皇猶子）・貞教親王（後桃園天皇猶子）・邦家親王（光格天皇猶子）・貞教親王（仁孝天皇猶子）・敦宮（孝明天皇養子）とあい継ぐ。本書には、台徳院（秀忠）の元和三年九月十一日付判物状を初め、蔽有院（家綱）・常憲院（綱吉）・有徳院（吉宗）・淳信院（家重）・俊明院（家治）の判物状がみられる。

⁴京極宮家は、正親町天皇の皇子誠仁親王の第六王子智仁親王に天正十八（一五九〇）年八条宮の称号を賜ったのに始まる。王子智忠親王・穂仁親王（後水尾天皇皇子）・長仁親王（後西天皇皇子）・弟宮尚仁親王・作宮（靈元天皇皇子、常磐井宮を賜る）といずれも早世して嗣子なく、元禄九年（一六九六）に兄宮文仁親王（靈元天皇皇子）が京極宮として継承した。『京都御役所向大概覚書』には「京極式部卿二

品家仁親王 正徳五末 十三、家領三千六十餘⁽²⁰⁾とある。家仁親王・公仁親王父子の後、四〇年を経て、文化七（一八一〇）年盛仁親王（光格天皇皇子）が桂宮として継承したが、翌年早世した。八条宮に宛てた元和三年九月十一日付台徳院（秀忠）判物状を初め、寛文八年四月十四日付蔵有院（家綱）判物状、貞享二年六月十一日付常憲院（綱吉）判物状、京極宮に宛てた享保四年五月廿一日付有徳院（吉宗）判物状、延享四年八月十一日付惇信院（家重）判物状、宝暦十二年八月十一日付浚明院（家治）判物状がみられる。

次に宮門跡があげられる。親王家を継いで、天皇家の血統を維持する立場にない皇子、未婚の皇女たちは主要寺院の主となり、中世にもまして天皇家の周縁を広げていった。

そのうち『京都御役所向大概覚書』一の「諸門跡比丘尼御所之事」には正徳五（一七一五）年当時の門跡・比丘尼御所を記す。すなわち8妙法院門跡・15円融院（梶井）門跡・6青蓮院門跡・輪王寺門跡・久園寿院（山科毘沙門堂）門跡
 「無住」・10聖護院門跡「無住」・11照高院門跡「無住」・岩倉実相院門跡・14円満院門跡「無住」・5仁和寺門跡・16大覚寺門跡・勸修寺門跡・71乘院門跡・曼珠院門跡「無住」、随心院門跡「無住」・18三宝院門跡・17大乘院門跡・知恩院門跡「無住」・19蓮花光院安井門跡、准門跡の西本願寺門跡・興正寺門跡・東本願寺門跡・仏光寺門跡、比丘尼御所として21大聖

寺宮・宝鏡寺宮・28林丘寺宮・靈鑑寺宮・曇花院宮・慈受院宮
 「無住」・27光照院宮・30入江智恩寺・22円照寺宮・29中宮寺宮・法花寺・瑞龍寺である。

同書の「山門座主・三井寺長史・東寺長者之事 正徳五末年改」によれば、天台宗の山門座主には8妙法院御門跡・6青蓮院御門跡・15梶井御門跡から任命すること、三井寺長史には実相院御門跡、10聖護院御門跡、14円満院御門跡から三年ずつの慣例だが、後二者は無住で、実相院宮は童形なので、三井寺老僧のうちで預かること、真言宗の東寺長者には5仁和寺御門跡・16大覚寺御門跡・勸修寺御門跡・18三宝院御門跡・随心院御門跡・19安井門跡から任命されるとする。また弘化二年刊の『門跡伝』乾には日光御門跡・6青蓮院御門跡・曼珠院御門跡・8妙法院御門跡・15梶井御門跡・10聖護院御門跡・14円満院御門跡・実相院御門跡・11照高院御門跡・毘沙門堂御門跡、同書の坤には5仁和寺御門跡・勸修寺御門跡・18三宝院御門跡・随心院御門跡・71乘院御門跡・17大乘院御門跡・智恩院御門跡を挙げている。

本書には輪王寺門跡を初めとして、上に示した無番号の宮門跡がいくつか見られない。その理由は未詳である。

5仁和寺宮は、宇多天皇の仁和四（八八八）年に仁和寺が創建され、宇多上皇が出家して寺内の御室で居住・崩御し、第三代覚行が法親王の宣下を蒙つて以来、歴代の法親王が御室

を継承している。応仁二（一四六八）年全焼した後、第二一代覚深が寛永年間に復興した。

『京都御役所向大概覚書』には

「御室 真言宗

一、仁和寺稲宮

正徳五末

十

京極文仁親王宮

東山院御猶子

（下略、坊官・諸大夫・院家の記載あり）」とある。²⁴⁾

元和三年九月七日付台徳院（秀忠）判物状、寛文五年九月

廿一日付蔵有院（家綱）判物状、貞享二年六月十一日付常憲

院（綱吉）判物状、享保四年五月廿一日付有徳院（吉宗）

判物状、延享五年三月廿一日付惇信院（家重）判物状、宝

暦十二年八月十一日付浚明院（家治）判物状がみられる。

6 青蓮院宮は、天台宗三門跡の一つで、久安六（一一五〇）

年第一二代行玄の時に門跡寺となり、比叡山東塔南谷の本坊と

ともに京都にも青蓮院が作られたもので、行玄が鳥羽法皇の第

七皇子（後の覚快法親王）を第二世門主として以来、皇子一

二人、他の皇族一三人、摂関家の子弟一三人、足利氏一人が

門主となった。『華頂要略』によれば、二四代尊朝法親王

（天文廿一年生、慶長二年没、四六歳）、二五代尊純法親王

（天正十九年生、承応二年没、六三歳）、二六代尊証親王

（慶安四年生、承応二年門跡相続、元禄六年没、四四歳）、

英宮（元禄五年生、同七年門跡相続、同十一年没、七歳）、
二七代尊祐法親王（元禄十一年生、十二年門跡相続、延享四
年没、五〇歳）、二八代尊英法親王（元文二年生、宝暦二
年没）、二九代尊真法親王（寛保四年生、文政七年没）、三
〇代尊宝法親王（享和二年生）である。

『京都御役所向大概覚書』には

「粟田口 天台宗

正徳五末

一、青蓮院尊祐法親王

十九

伏見邦永親王宮

（靈元）法皇御猶子（下略、坊官・院家の記載あり）」
とある。²⁵⁾

また『華頂要略』には、各判物の交付に関する記事が見ら

れる。古くは、判物の口付にあわせて記録したものである。

6・1 元和三年九月十一日付秀忠判物状に関する記事

「（元和三年）九月十一日被出將軍判物。

山城国粟田口村貳百拾石、（中略、6・1と同文、都合五百

參拾貳石五斗事、如先々可有全御知行之状如件、

元和三年九月十一日 秀忠判

青蓮院殿（華頂要略門主伝第二十五）²⁶⁾

6・2 寛文五年九月廿一日付家綱判物状に関する記事

「（寛文五年）九月 御門跡領地之事將軍家綱公（後號嚴

有院）御判物云、

山城国愛宕郡粟田口村貳百七拾三石六斗餘、（中略、6・2と

料 資

同文)、都合千三百三拾貳石五斗、此内五百三拾貳石五斗者、所載于元和三年九月十一日先判之舊領也、殘八百石。寛永慶安年中被新加之訖、全可有御知行、并門前境内山林竹木等、如前々永不可有相違之状如件、

寛文五年九月廿一日 家綱判

青蓮院殿 (華頂要略門主伝第二十六) 27

6・3 貞享二年六月十一日付綱吉判物状に関する記事

「(貞享) 三年丙寅、

四月十四日於所司代土屋相模守源政直朝臣亭傳 奏資廉卿、有能卿列座、政直朝臣被渡御判物於坊官法眼通泰、

山城国愛宕郡粟田口村之内貳百七拾三石六斗餘、(中略)、6・

3と同文、都合千三百三拾貳石五斗事、如先規全可有御知行、并門前境内山林竹木等、永不可有相違之状如件、

貞享二年六月十一日 綱吉判

青蓮院殿 (華頂要略門主伝第二十六) 28

京都所司代における判物交付の様がうかがえる。武家伝奏兩名が立ち会い、所司代が青蓮院坊官に判物を渡している。署名の日から十か月を隔てる。

6・4 享保四年五月廿一日付吉宗判物状に関する記事

「(享保四年) 八月十二日於所司代亭兩傳 奏并所司代松平伊賀守忠周朝臣立會、御判物一通從賀州被渡法眼經寅了、

山城国愛宕郡粟田口村之内貳百壹石七斗余、(中略) 6・4と

同文、都合千三百 (三十) 貳石五斗事、依当家先判之例

御知行、并門前境内山林竹木等永不可有相違之状如件、

享保四年五月廿一日 吉宗判

青蓮院殿 (華頂要略門主伝第二十七) 29

京都所司代における儀式は同様である。

6・5 寛延元年十一月十一日付家重判物状に関する記事が見られる。

「(寛延元年十二月) 廿三日於所司代牧野備前守貞通朝臣亭御判物被渡之、法印経雄行向請取之、于時兩伝奏、所司代、両町奉行、兩付武家、御目付等立會、從所司代被渡之也、

山城国愛宕郡粟田口村之内百九拾三石六斗余、(中略)、6・5と同文、都合千三百三十貳石五斗事、依当家先判之例御知行

并門前境内山林竹木等永不可有相違之状如件、

寛延元年十一月十一日 家重御判

青蓮院殿 (華頂要略門主伝第二十八) 30

本書に所掲の文書と同一であり、両者が共通の原本に基づくことは明らかである。判物の交付日が他と異なるのは、ちょうど門跡交替の時期に重なったためである。

さらに翌日には幕府への礼状も記録されている。

「同月廿四日關東御禮之御書被遣之、去頃東本願寺持地之後、御判物高可被爲減少之由、依茲新開知地之事被仰立、如先規御判物可被出之旨候處、昨日無相違被渡之間、殊被含其儀被仰遣云々、

今度當門領御判物之事願之通知先規無相違拜受深畏存

候此旨宜被沙汰給候也

十二月廿四日 御判

酒井雅楽頭殿

堀田相模守殿

本多伯耆守殿

松平右近將監殿

同文言

西尾隱岐守殿

同文言

秋元但馬守殿

同文言

稲葉丹後守殿

青山稲葉守殿

酒井山城守殿

大岡越前守殿

以上四通 (華頂要略門主伝第二十八)^①

老中・若年寄・西丸老中・寺社奉行に当てた礼状である。

これより先に、前年の延享四年に次のような関連記事が見える。

「八月十日於武家傳奏兩卿在府中代役廣橋中納言亭被申渡云、御門跡領之内高八石餘之場所、東本願寺大谷之廟所地面狭小二付、依御所望從双方御願之上被遣之、為替地年来東本願寺買

得有之候山科厨子奥山ヲ以被進、則公儀へ被仰立相濟候、然ル處此度御判物御改三付、右替地厨子奥山者、禁裡御料且石高無之場所三候間、御書載難被成旨御治定之段從関東申来候由被達也。」^②

とある。翌九月十六日尊祐親王が薨去し、尊英親王が門跡を相続する。

「十二月廿八日於傳奏久我大納言里亭以所司代牧野備後守書状之寫被達、青蓮院御門跡寺領粟田口村二而八石五升壹勺八才東本願寺江地替二成候二付青蓮院御門跡江之御判物二者可相除候且又右代地禁裏御料宇治郡山科郷厨子奥村百姓山者無年貢二候之間御判物二不相載候旨年寄共ヨリ申越候間此段青蓮院御門跡工可被仰達候事」 (華頂要略門主伝第二十八)^③

7 一乘院宮は、十世紀に権大僧都定昭の創建になり、関白藤原師実の息覚信が入寺して以来、撰関家の子弟が相承する。中世には近衛家が主となったが、慶長十(一六一〇)年に後陽成天皇の皇子が近衛家猶子として入室し、のち尊覚法親王となつて以後、宮門跡となる。

『京都御役所向大概覚書』 一には、

「南都 法相宗

一、一乘院尊昭法親王

(靈元) 法皇宮」とある。^④

正徳五末

十七

料 資

8 妙法院宮は、延暦年間に最澄の創建を伝えるが、後白河法皇が法住寺内に蓮華王院を建立し、のち妙法院と号する。後高倉院の子尊性法親王が入り、天台座主に補せられて以来、宮門跡となった。応仁の乱で焼失するが、秀吉・家康の援助で復興した。9 三十三間堂蓮華王院も管領する。『妙法院史料』『妙法院日次記』に豊富な記録がある。歴代の判物に関する記事も多々あるが、今回は紹介を割愛する。伏見宮家から出た覚胤法親王・堯尊法親王・常胤法親王について、歴代天皇の皇子が堯然法親王・堯恕法親王・堯延法親王・堯恭法親王とつぎ、閑院宮家から真仁法親王・教仁法親王が就いた。『京都御役所向大概覚書』には、

「大仏 天台宗

一、妙法院堯延法親王

正徳五末

三十九

(靈元) 法皇宮」とある。^⑩

10 聖護院宮は、修験道本山派の本山である。寛治四(一一〇九〇)年に増善が初代の熊野三山検校に補された際に賜ったのに始まる。その後、静恵法親王(後白河院皇子)が入寺し、熊野三山検校になって以来、重代の職となる。近世には、当山派との競合で衰退するが、11 照高院宮・12 花台院・13 積善院を兼帯する。

『京都御役所向大概覚書』 一には

「聖護院村 天台宗

一、聖護院

無住

(下略、坊官・家司・院家の記載あり)」とある。^⑪

聖護院兼帯の11 照高院宮は、近衛植家の息である道澄准三后が最初で、興意法親王(陽光院皇子)・道周法親王(後陽成院皇子)・道晃法親王(後陽成院皇子)・道尊法親王(後西院皇子)と続いたが、元禄十六年二月廿九日に道尊法親王が隠居した後、無住となる。

『京都御役所向大概覚書』 一には、

「白川

一、照高院

無住

(下略、坊官の記載あり)

右照高院は聖護院御門跡御隠居所御寺領、今程八無住故御蔵入二罷成、小堀仁右衛門支配、坊官御切米仁右衛門方より相渡、^⑫とあり、正徳五年当時に無住の場合の扱いが知られる。

14 円満院宮は、聖護院・実相院・照高院とともに園城寺の門跡の一つで、長久元年(一一〇四〇)の開創になり、その後、悟円法親王の三井寺内平等院に承継がれ、皇族の入室する所となった。

『京都御役所向大概覚書』 一には、

「三井寺 天台宗

一、 円満院

無住 (下略、院家の記載あり) 一とある。³⁸⁾

15 梶井宮円融院は、延暦年間に最澄の創建になるが、のち転々と移る。元永二(一一一八)年最雲法親王(堀川天皇皇子)がはじめて宮円跡となり、近世まで相承する。

『京都御役所向大概覚書』一には、

「清和院口梶井 天台宗

正徳五末

一、 円融院道仁法親王

二十七

伏見貞致親王宮

(靈元) 法皇御猶子

(下略、坊官・院家の記載あり) 一とある。³⁹⁾

16 大覚寺門跡(嵯峨御所)は、嵯峨天皇の離宮を皇女正子内親王が寺に改めた。のち鎌倉時代以後嵯峨・龜山・後宇多上皇が入住する。南北朝の和議が成立した後、南朝の後龜山天皇もここに隠棲した。応仁の乱で焼失・荒廃するが、信長・秀吉の寄進により復興する。

『京都御役所向大概覚書』一には

「嵯峨 真言宗

正徳五末

一、 大覚寺辰君

四

近衛前摂政若君

(下略、坊官・諸太夫・院家の記載あり) 一とある。⁴⁰⁾

17 大乘院門跡は、興福寺の摂家門跡で、一乗院と交互に興福寺別当に任せられる。十一世紀に権大僧正隆禪が創建。関白藤原師実の息尋範、摂政藤原忠通の息一乗院信円が兼帯し、門跡となる。のち九条流(一条・九条・二条家)の管領となり、一乗院と対抗する。近世には鷹司家が入る。

『京都御役所向大概覚書』一には、

「南都 法相宗

正徳五末

一、 大乘院大僧都隆尊

二十五

鷹司房輔公息

(下略、坊官・家司・院家の記載あり) 一とある。⁴¹⁾

18 三玉院門跡は、醍醐寺の子院であるが、永久三(一一一五)年に勝覚(左大臣源俊房息)が開創。満濟以降、醍醐寺座主となる。応仁・文明の乱で荒廃したのを、義演が秀吉の助けを得て復興。真言宗の修験道の中心として、当山派を支配する。

『京都御役所向大概覚書』一には

「醍醐 真言宗

正徳五末

一、 三玉院前大僧正房演

四十五

鷹司房輔公息

(下略、坊官・諸太夫・院家の記載あり) 一とある。⁴²⁾

資料

19安井門跡蓮花光院は、殷富門院（後白河皇女）の御願寺で、正治二（一二〇〇）年に建立された。女院から養子道尊（以仁王の子）に譲られ、法親王らが住持する。仁和寺の院家である。中絶したが、近世に再興された。20真性寺を管理した。

『京都御役所向大概覚書』一には、

「東山安井 真言宗

正徳五末

一、蓮花光院前大僧正道恕

四十八

鷹司房輔公猶子、実は久我右大臣広通公息

（下略、坊官・諸太夫の記載あり）」とある。¹³⁾

後半は『京都御役所向大概覚書』一で「比丘尼御所」と

呼ばれる一連の寺院である。ただし、ともにあげられている

宝鏡寺宮・靈鑑寺宮・曇花院宮・慈受院宮（正徳五年無住）

・法花寺・瑞龍寺は本書には見られない。

21大聖寺宮（御寺御所）は、足利義満が光厳院妃の無相円

禅尼を花の御所内の岡松殿に招いて住まわせ、その入寂後に寺

としたもので、正親町天皇の皇女が入り、尼五山第一位の門

跡寺院となった。近世に入り、宝鏡寺とともに景愛寺長老に

就く。『京都御役所向大概覚書』一には、

「烏丸通上立売トル町 禅宗

正徳五末

一、大聖寺宮

三十九

（靈元）法皇皇女」とある。¹⁴⁾

22同御兼帯の円照寺宮について、『京都御役所向大概覚書』一には、

「同（南都） 禅宗

正徳五末

一、円照寺宮

十四

（靈元）法皇皇女」とある。¹⁵⁾

大聖寺宮同御持の23本光院は、乾元元（一三〇二）年に後二条天皇の内親王が父天皇の菩提を弔うために創建したと伝えらるが、織田信長が再建し、貴族の息女が代々入寺した。

21大聖寺宮・23本光院・24歎喜寺・25慈雲院・26摂取院について、『京都御役所向大概覚書』五の「山城国中 御朱印寺院之事」に、

「

同（禅宗）

烏丸通上今出川式町
上ル町

一、御朱印寺領高式百五拾七石

岳松山大聖寺宮

東西 南四拾貳間壹尺五寸

寺地 北四拾三間

南北 東三拾九間壹尺五寸

西四拾六間

御寺大聖寺御構之内

御隠居領

一、高百貳拾石

是は御代々御断^二面納束、

一、御朱印高六石

寺家慈雲院

一、御朱印高六石

同 摂取院

禪宗

大聖寺宮御袍
寺町通筋違橋

一、御朱印高四拾壹石六斗余

大歎喜寺

寺地 東西五拾五間三尺
南北貳拾壹間四尺

(中略)

天台 浄土

北野真盛町

一、御朱印寺領高貳拾石三斗余

本光院

寺地 表口拾壹間
裏行拾七間半

とあり、^⑮ 所在も明らかになる。

27 光照院宮について、『京都御役所向大概覚書』一には、

「安樂小路上立荒上ル町

正徳五末

一、光照院宮禪 浄土 四宗兼学

四十一

後西院皇女

とある。^⑰

同書五には

山城愛宕郡修學院村

一、御朱印寺領高三百石

聖明山山林丘寺宮

寺地 山林等有之間敷難記、

繪圖有、

凡 東西八拾二間程
南北七拾二間程

ともある。

28 林丘寺宮は、照山元瑤（後水尾天皇の皇女光子内親王）

が開山となり、朱宮御所（音羽御所）を寺に改めたものである。明治に入り、寺地の半ば以上が修学院「中ノ茶屋」となった。『京都御役所向大概覚書』一には、

「修学寺 里坊院三町 禪宗 正徳五末

一、林丘寺宮 二十

（靈元） 法皇皇女

御隠居 正徳五末

普明院宮 八十二

後水（尾）院皇女とある。^⑱

普明院宮は、光子内親王である。また同書五には

「禪 浄土 上京安樂小路

天台 律 四宗兼学 光照院宮

一、御朱印寺領三百貳拾八石 ともある。

寺地七百三坪

29 中宮寺宮は、聖徳太子建立と伝え、飛鳥時代末期には建立されていたと見られる。中世には火災などで衰退するが、

天文年間に現在地へ移り、皇女が入室する慣習が生じ、門跡となった。『京都御役所向大概覚書』一には、

「同（南都） 法相宗 正徳五末

一、中宮寺宮 五十五

後西院皇女とある。^⑲

30 三時智恩寺（入江殿）は、後光厳天皇の皇女入江内親王

見子が発願し、建立したと伝え、歴代の皇女・女王、足利

將軍家の息女が住持となり、近世には、撰家の息女が入った。

『京都御役所向大概覚書』 一には、

「上京入江園子 浄土宗 正徳五末

一、入江知恩寺 十三

近衛家熙公姫君」とある。^⑤

31総持院（薄雲御所）・32宝慈院（千代野御所）については、『京都御役所向大概覚書』五に、

「禪宗 上京寺之内

一、御朱印寺領高七拾四石八斗 広徳山惣持禅尼院

寺地坪数六百四拾貳坪 塔頭老軒

同 上京木下

一、御朱印高六拾壹石余 宝慈院

寺地坪数貳百五拾壹坪余」とあり、²³本光院の記事がこれに続く。

32宝慈院（千代野御所）は、無学祖元の弟子無外如大尼（幼名千代野）が開創した。尼五山景愛寺の子院である。のち応仁・文明の乱で焼失し、復興した。

33継孝院・34瑞花院・35恵聖院・36養林庵は、『京都御役所向大概覚書』五に、

「禪宗 宝鏡寺御末寺

一、御朱印高六拾九石六升 継孝院

寺地三百拾九坪余

同（禪宗） 同断（宝鏡寺御末寺）
上京休齋之園子 養林庵

一、御朱印高三拾壹石

寺地貳百七拾七坪余

浄土宗 同断御屋敷之内 大慈院

一、御朱印寺領高百九拾五石四斗余

同（禪宗） 同断（宝鏡寺御末寺） 大慈院屋敷之内 恵聖院

一、御朱印寺領高貳拾五石

同 同断同所 瑞花院

一、御朱印寺領高四拾石 同断同所

とあり、^⑤いづれも宝鏡寺の末寺である。
なお明治七年十月に、政府の九十二号布達を受けて、京都府知事が月末三十一日までに提出を求めた各寺社の朱・黒印状の本紙と写しは、他に流出したものも多数あり、³⁴瑞花院の元和三年九月十一日付秀忠朱印状（³⁴・1）も、後に西角井家が購入した文書の中に混じっていた。

13	積善院	無	朱印	朱印	朱印*	朱印	無	朱印	朱印	朱印	二〇石	
12	花台院	無	無	無	朱印	朱印	無	朱印	朱印	朱印	一石六斗余	
11	照高院宮	(焼失)	(焼失)	(無住)	判物*	(無住)	(無住)	(無住)	判物	判物	一〇〇〇石	
10	聖護院宮	(焼失)	(焼失)	無	判物*	判物	(無住)	判物	判物	判物	一四〇三石四斗余	
9	蓮華王院	黒印	朱印	無	朱印*	朱印	朱印	判物	判物	判物	一〇石九斗	
8	妙法院宮	判物	判物	無	判物*	判物	判物	判物	判物	判物	一六三三石五斗余	
7	一乘院宮	(焼失)	(焼失)	(焼失)	朱印*	朱印	朱印	判物	判物	判物	一〇〇〇石僧侶學問扶助	
6	青蓮院宮	無	判物	無	判物*	判物	判物	判物	判物	判物	一三三三石五斗余	
5	仁和寺宮	無	判物	無	判物*	判物	判物	判物	判物	判物	一五〇二石三斗余	
4	京極宮	無	判物	無	判物	判物	判物	判物	判物	判物	三〇〇六石六斗余	
3	伏見宮	判物	判物	判物	判物*	判物	判物	判物	判物	判物	一〇〇一石七斗余	判物 判物
2	有栖川宮	判物	判物	判物	判物*	判物	判物	判物	判物	判物	一〇〇〇石	判物 判物
1	閑院宮	家康	秀忠	家光	家綱	綱吉	吉宗	家重	家治	家治	一〇〇〇石	家齊 家慶 家定

表① 親王・宮・門跡・比丘尼方 判物・黒印・朱印

三 御判物・御黒印・御朱印の概要
 『祠部職掌類聚』 親王宮方 御判物・御黒印・御朱印、
 『祠部職掌類聚』 堂上方 御判物・御朱印、 『祠部職掌類聚』 堂上方 御朱印より、各書の記事から読み取れる交付

状況を表にしてみた。石高は家治の寶曆十二年当時である。
 「寛文朱印留」にあるのは*および(朱印)として示した。
 参考に、内閣文庫に現存する家齊以降の判物等も記した。
 「」内は、内閣文庫所蔵の実物で判明した内容。×は内閣文庫に現存しない。

資 料

28 林丘寺宮	27 光照院宮	26 撰取院	25 慈雲院	24 歡喜寺	23 本光院	22 円照寺宮	21 大聖寺宮	20 真性寺	19 安井門跡	18 三宝院門跡	17 大乘院門跡	16 大覺寺門跡	15 梶井宮	14 円満院宮		
	無		黒印			無	黒印	朱印	黒印	判物	判物	朱印	判物	無	無	家康
	朱印	朱印	朱印	朱印			判物	朱印	朱印	判物	判物	判物	判物	判物	判物	秀忠
	無			朱印		無	朱印			判物	判物	判物	判物	無	無	家光
	朱印*	朱印*	朱印*	朱印*		朱印*	朱印*	朱印*		判物*	判物*	判物*	判物*	判物*	判物*	家綱
朱印	朱印	朱印	朱印	朱印		朱印	朱印	朱印	朱印	判物	判物	判物	判物	判物	判物	綱吉
朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	判物	判物	判物	判物	判物	判物	吉宗
	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	無	(無住)	判物	判物	判物	判物	判物	判物	家重
	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	無	(無住)	判物	判物	判物	判物	判物	判物	家治
	三〇〇石	三二八石	四石九斗余	六石	四一石六斗余	一一〇石	三〇〇石	三三三石	三〇〇石	三九八石二斗余	六五〇石	九一四石	一〇一六石二斗	一六〇四石余	六一九石	家齊
									三〇〇石	三九八石二斗余	三宝院知行方	御院領				家慶
									真言宗諸法度	修驗道法度	注連祓法度					家定

資料

無住で出されていないとする (11・3)。円満院宮で、大猷院の判物の無い事情は調べたが不明であること、有徳院のときには無住で出されていない事も報告している (14・7)。安井門跡では常憲院 (綱吉) のときに初めて朱印状を与えられたこと、文昭院・有章院の朱印状を欠く理由は不明であること、惇信院 (家重) ・俊明院 (家治) のときには無住で出

されていないことを報告する (19・3)。真性寺でも惇信院 (家重) ・俊明院 (家治) のときには無住で出されていないとする (20・7)。なお (判物) (朱印) はかつて存在したが、当時には失われていたものである。

表② 堂上方 判物・朱印

	家康	秀忠	家光	家綱	綱吉	吉宗	家重	家治	家齊	家慶	家定
1 鷹司		判物		判物*	判物	判物	判物	判物・一五〇〇石			
2 一條		判物		判物*	判物	判物	判物	判物・二〇一九石二斗五升七合			榎家
3 近衛		判物		判物*	判物	判物	判物	判物・二八五二石二斗余	判物	判物	榎家
4 二條	不断光院	朱印		朱印*	朱印	朱印	朱印	三石			榎家
5 九條		(焼失)		(焼失)*	判物	判物	判物	判物・一七〇八石八斗			榎家
6 大炊御門		判物		判物*	判物	判物	判物	判物・二〇四三石余			榎家
7 西園寺	無	判物		判物*	(薨去)	判物	判物	判物・四〇〇石	判物	判物	清華
8 轉法輪 (三条)		(焼失)		判物*	判物	判物	判物	判物・(三九七石) 五九七石余			清華
9 徳大寺		判物		判物*	判物	判物	判物	判物・四六九石五斗			清華
10 菊亭 (今出川)		判物×		判物*	判物	判物	判物	判物・四一四石四斗	判物	判物	判物
								判物・一三五五石八斗			判物
								(二〇〇石)			判物

資 料

29 松木	家康	秀忠	(焼失)	朱印	家綱	綱吉	吉宗	家重	家治	家齊	家慶	家定
30 日野		判物	(焼失)	朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
31 柳原		(焼失)	朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
32 烏丸		判物	朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
33 藪		朱印	朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
34 勸修寺		朱印	朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
35 甘露寺		朱印	朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
36 姉小路			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
37 綾小路			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
38 高辻	無	(焼失)	(焼失)	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
39 東園			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
40 千種			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
41 水無瀬			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
42 六條			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
43 庭田			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
44 四辻			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
45 壬生			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
46 梅園			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
47 持明院		朱印	朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
48 伏原			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
49 吉田			朱印*	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印

定

『祠部職掌類聚 堂上方 御朱印』

72 岩倉	71 山科	70 愛宕	69 平松	68 富小路	67 樋口	66 裏松	65 高野	64 山本	63 大宮	62 西洞院	61 川鱗	60 西大路	59 押小路	58 五辻	57 東坊城	56 藤谷	55 八條	54 久世	53 萩原	52 高倉	51 堀川	50 藤波
	朱印													朱印	(焼失)					朱印	(焼失)	朱印
														無						無		無
朱印*	朱印*		朱印*	朱印*	朱印*	朱印*		×朱印*	(焼失)*	朱印*	朱印*	朱印*	朱印	朱印	(焼失)*	朱印*				朱印*	(焼失)*	×朱印*
朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	(焼失)	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	(焼失)	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
朱印	朱印	(藏米)	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
朱印	朱印	(藏米)	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
一五〇石	三〇〇石	一三〇石	二〇〇石	二〇〇石	二〇〇石	一三〇石	一五〇石	一五〇石	一三〇石	二六〇石	一五〇石余	一〇〇石余	一三〇石	二〇〇石	三〇一石	二〇〇石	一五〇石	二〇〇石	二〇〇石	一〇〇〇石	八二石七斗余	一七二石二斗余
朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印	朱印
新家	羽林	新家	新家	新家	新家	新家	新家	新家	新家	新家	羽林	羽林	新家	新家	新家	新家	新家	新家	新家	新家	新家	新家

(1)

『徳川家判物并朱黒印』として『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第八二巻、第八四巻(昭和六三年、汲古書院)の第一冊におさめられたうち、宮方部は三宮家(伏見宮・有栖川宮・梶井宮)二五通のみである。いずれも本書の後に出版された天明八年九月十一日(家齊)・天保十年九月十一日(家慶)・安政二年九月十一日(家定)の判物が含まれる。

堂上諸家部は、3 近衛、6 大炊御門、7 西園寺、8 松法輪(三条)、10 菊亭(今出川)、11 花山院、12 醍醐、13 広幡、14 葉室、15 正親町、16 油小路、18 冷泉、19 広橋、20 中院、21 鷲尾、24 難波、25 櫛笥、26 橋本、27 唐橋、28 三条西、29 松木、30 日野、31 柳原、32 烏丸、34 勸修寺、36 姉小路、37 綾小路、38 高辻、39 東園、40 千種、41 水無瀬、42 六条、43 庭田、44 四辻、45 葉川、47 持明院、48 伏原、49 吉田、50 藤波、51 堀川、53 秋原、54 久世、55 八条、56 藤谷、57 東坊城、58 五辻、62 西洞院、63 大宮、64 山本、65 高野、66 裏松、68 富小路、70 愛宕、71 山科、72 岩倉、73 園、75 清水谷、76 中園、77 石井、78 竹内、79 土御門、81 五条、82 武者小路、83 下冷泉、84 滋野井、86 白川、88 阿野、89 日野西、90 今城、92 野宮、94 小倉、95 倉橋、96 竹屋、97 植松、98 梅溪家の判物・朱印状の他、飛鳥井・船橋家の朱印状が見られる。一部を除いて、いずれも天明八年九月十一日(家齊)・天保十年九月十一日(家慶)・安政二年九月十一日(家定)の判物が含まれる。

欠けているのは、2 一条、4 二条、5 九条、9 徳大寺、17 中山、22 清閑寺、23 四条、33 藪、35 甘露寺、39 東園、46 梅園、

52 高倉、59 押小路、60 西大路、61 河鯖、67 樋口、69 平松、74 小川坊城(坊城)、80 裏辻、85 三室戸、91 七条、93 勘解由小路、99 万里小路、100 久我、101 土山、102 調子、103 花園、104 正親町三条の各家である。

これらの伝存事情については、福井保『徳川家判物并朱黒印』解題、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』2 徳川家判物并朱黒印(一)『』ならびに大野瑞男「解題」『寛文朱印留上』(国立史料館 一九八〇年)に詳しい。

(2) 親王・宮方・門跡など、および堂上方は、『寛文朱印留下』(国立史料館 一九八〇年)に収められている。

(3) 『新訂増補国史大系』38 徳川實紀 第一篇(昭和三九年 吉川弘文館) 五一―六頁

(4) 同 五五一頁

(5) 同 六一―三頁

(6) 『新訂増補国史大系』39 徳川實紀 第二篇(昭和三九年 吉川弘文館) 六四頁

(7) 『新訂増補国史大系』38 徳川實紀 第一篇(六二四―六二五頁)

(8) 『新訂増補国史大系』39 徳川實紀 第二篇(一三七―一三八頁)

(9) 同 五九六頁

(10) 『新訂増補国史大系』41 徳川實紀 第四篇(昭和四〇年 吉川弘文館) 五四三―五四四、五四五頁

(11) 同 五四七頁

(12) 同 五四七頁

- (13) 『新訂増補国史大系46 徳川實紀 第九篇』昭和四一年
吉川弘文館) 四三三、四三五頁
- (14) 『新訂増補国史大系47 徳川實紀 第十篇』昭和四一年
吉川弘文館) 八八、八九頁
- (15) 同 九〇頁
- (16) 『新訂増補国史大系48 續徳川實紀 第十一篇』(昭和
四一年 吉川弘文館) 二七、二八、二九頁
- (17) 『京都御役所向大概覚書 上卷』昭和四八年 清文堂
一五頁
- (18) 同 一五頁
- (19) 同 一五頁
- (20) 同 一五、一六頁
- (21) 同 二〇、二九頁
- (22) 同 四五、四六頁
- (23) 京都府立総合資料館所蔵
『京都御役所向大概覚書』上卷 二二頁
- (24) 同 二〇頁
- (25) 『大日本佛教全書¹²⁹ 華頂要略門主傳第二』(昭和五六
年名著普及会) 四八六、四八七頁
- (26) 同 五四〇頁
- (27) 同 五六三頁
- (28) 同 六〇二頁
- (29) 同 七〇三、七〇四頁
- (30) 同 七〇四頁
- (31) 同 六八九頁
- (32) 同 六八九頁

- (33) 同 六九七頁
東伏見邦英「青蓮院について」(『史林』二六卷一号 昭
和一六年)
- (34) 山本信吉「青蓮院門跡吉水藏聖教について」(『青蓮院門
跡吉水藏聖教目録』平成二年 汲古書院)
などにも青蓮院の略史が述べられている。
- (35) 『京都御役所向大概覚書 上卷』二四頁
- (36) 村山修一「妙法院門跡堯恕法親王とその時代」(『史林』
五六卷四号 一九七三年) は、『堯恕親王日記』および
『妙法院日記』を基本史料として、一七世紀後半の妙
法院門跡その人を描く。
- (37) 『史料纂集 妙法院日記 第一』(続群書類従完成
会、昭和五九年) 以下、順次刊行されている。たとえば
享保四年八月六日条以下や、延享三年三月十四日条の御
判物御朱印状提出届を初めとする一連の手続きが見え、
寛延元年九月十六日条には御判物御朱印請取につき覚書
があり、二十二日条にも関連手続きが見える。
- (38) 村山修一・今中寛司「解説」『妙法院史料』第四卷(堯
恕法親王日記・真仁法親王日記)(妙法院史研究会編 吉
川弘文館、昭和五四年) 参照。
- (39) 同 二二頁
- (40) 同 二二頁
- (41) 同 二二頁
- (42) 同 二二頁
- (43) 同 二二頁
- (44) 同 二二頁
- (45) 同 二二頁
- (46) 同 二二頁
- (47) 同 二二頁
- (48) 同 二二頁
- (49) 同 二二頁
- (50) 同 二二頁
- (51) 同 二二頁
- (52) 同 二二頁
- (53) 同 二二頁
- (54) 同 二二頁
- (55) 同 二二頁
- (56) 同 二二頁
- (57) 同 二二頁
- (58) 同 二二頁
- (59) 同 二二頁
- (60) 同 二二頁
- (61) 同 二二頁
- (62) 同 二二頁
- (63) 同 二二頁
- (64) 同 二二頁
- (65) 同 二二頁
- (66) 同 二二頁
- (67) 同 二二頁
- (68) 同 二二頁
- (69) 同 二二頁
- (70) 同 二二頁
- (71) 同 二二頁
- (72) 同 二二頁
- (73) 同 二二頁
- (74) 同 二二頁
- (75) 同 二二頁
- (76) 同 二二頁
- (77) 同 二二頁
- (78) 同 二二頁
- (79) 同 二二頁
- (80) 同 二二頁
- (81) 同 二二頁
- (82) 同 二二頁
- (83) 同 二二頁
- (84) 同 二二頁
- (85) 同 二二頁
- (86) 同 二二頁
- (87) 同 二二頁
- (88) 同 二二頁
- (89) 同 二二頁
- (90) 同 二二頁
- (91) 同 二二頁
- (92) 同 二二頁
- (93) 同 二二頁
- (94) 同 二二頁
- (95) 同 二二頁
- (96) 同 二二頁
- (97) 同 二二頁
- (98) 同 二二頁
- (99) 同 二二頁
- (100) 同 二二頁

- (40) 同 二四頁
- (41) 同 二六頁
- (42) 同 二五頁
- (43) 同 二六頁
- (44) 同 二八頁
- (45) 同 二九頁
- (46) 『京都御役所向大概覚書 下卷』(昭和四八年 清文堂) 七四・七六頁
- (47) 『京都御役所向大概覚書 上卷』二九頁
- (48) 同 二八・二九頁
- (49) 同 二九頁
- (50) 同 二九頁
- (51) 『京都御役所向大概覚書 下卷』七五・七六頁
- (52) 同 七五頁
- (53) 相田二郎「江戸幕府社寺領朱印状の伝存に就いて」『埼玉史談』十卷五号三〇四頁、昭和一四年